

白 檀 獨を主とし香港、英、日之に次ぐ。  
海 參 香港支那へ輸出す。

にして日本對蘭領貿易を見るに年々増加の傾向あるは第六節貿易表の示す所によりて明かなるも、大正三年度より同四年度に於ける貿易額の前年度に比し反て減少せるを見るは歐洲戰亂勃發のため經濟界を攪亂したるに依り甚しく輸出減少せしため其の影響に依り一般産物の價格下落し土人の購買力大に衰へたと海運界好況の爲め船腹の不足を來したるに依るものなれど本年に入りてより獨塊商品は殆んど蘭領より其の影を絶つに至り我邦商品の輸入を待ちつゝあるの現状なるが故に本年度に於ける輸入額は著しき増加を見るに至る可く、左に蘭領南洋向として將來有望なる商品を列記して我が邦商工業家の参考に資せん。

更紗 金巾 地稍々薄きもの。  
綿 フラシネル 地桃色又は白柄行清楚なるもの。

綿 縮 廉價なるもの。  
綿 帆 布 普通地のもの。  
護 謨 製品 タイヤ、人形、毬、櫛の如きもの。  
洋 傘 木綿張、及絹張共に長柄のものなるを要す。  
紙 張 傘 大中小雨傘口傘共に廉價なるもの。  
硝子 製品 板硝子、屋根硝子、窓硝子の二十四珊、一米突及一米突二十  
仙平方のもの賣行よし但し鑄型なきものたるを要す、其  
他「コップ」及「藥瓶」の類。  
自 轉 車 廉價なるもの。  
莫 大 小 白最も賣行よく其他横段縞ものにして新柄のもの。  
樂 器 三十圓内外の小形オルガン。  
漁 網 網目四百四もの。  
靴及スリッパ 流行に遅れざるものにして長靴は二尺位のもの。

第一節 貿易の現状

第三章 貿易

一四四

香水 成る可く容器の小なるものにて品質良きもの賣行よし。  
薄荷玉 一個づゝ輓轆引き木製容器に入れ一打宛紙箱入となし  
たるものを二十箱を更に鋳力製箱詰とす。  
袋物 錢入、卷煙草入及防水布、麻布製品の類。  
刷毛類 齒ブラシ、靴用ブラシ、衣服ブラシ及塗刷毛等。  
裝身具 カバヤ用、ピンは金鍍金を成したるものを小さき鎖にて  
繋ぎ合せたるもの。  
皮革製品 帶革、鞆類。  
金物類 錫釜、鐵瓶、建築用金具。  
賣藥 清涼劑、胃腸病藥、下熱劑。  
釦類 貝、陶器及骨製の小さきもの。  
瑛瑯製器具 洗面器、茶瓶等。  
扇子 花模様あるもの。

掛時計 緣金は黃鍍製を可とし銀色のものは不可なり、緣木は下  
色にして模様なきもの。

置時計 丸形目覺音樂譜入のもの賣行よし。

麥酒

セルロイド製品 腕輪、玩具、櫛等賣行よし。

更紗模様薄絹 絹手布、スレンジン等土人の最も好む色は桃、淡黃、淡青な  
り。

石鹼及化粧品 洗身用はグリセリン化粧品、石鹼及洗濯用石鹼共品質よき  
もの。

燐寸 箱は成る可く大にして發火よく商標は土人向のものを  
選ぶを要す。

花 蓮 廉價なるものにて綠色の如き涼味あるものを好み、藍又  
は茶色は氣受け悪し。

第一節 貿易の現状

一四五

腕輪及飾玉

洋菓 子 ビスケット類小形もの賣行よし。

陶磁器 廉價なる植木鉢の足高きもの、茶器、食皿、鉢其他。

帽子 藁帽子、ラシヤ帽、ヘルメット帽、バナマ帽。

長莫産 品質のよきもの賣行よし。

釣ランブ 鐵製亞鉛引、ニツケル、壺付石笠にして大形のもの及廉價なる土人用鉄力傘付。

用紙類

繪畫

紡績糸 糸筋十七手、二十手もの。

其他「セメント」鹽乾魚、罐詰類、寒天等に關しては第四章中に詳記せしを以て参照すべし。

而して蘭領東印度に於ける一人宛貿易額を見るに諸島何れも約十圓内

外に過ぎずと雖も之れを英領印度、安南及暹羅に較るに敢て劣る事なく支那貿易の有望なるに比するも其の一人宛貿易額は僅々一圓餘に過ぎざるが故に蘭領南洋貿易を以て遙かに有望なりと主張し得べし、然れども單に輸入貿易額の比例のみを以て直ちに購買力に富むものなりと斷定し得るものに非ざれども將來外領諸島に於ける「コブラ」及瓜哇に於ける米等の收穫漸次増加するに従つて購買力を増進するに至る可く、殊に人口の稠密なる事世界の第一位に位し瓜哇に於ける密度は一平方哩毎に約六百人宛の割合なれば我邦商品の販路を擴張すべき好市場にして將來發展の餘地十分なるが故に我商工業者は啻に支那及印度を以て重要視するに止らず、這次の戦亂を機とし將來益々蘭領南洋市場に商權を張り、以て國家富致の基礎を強固するの覺悟なかる可からず。

第二節 商業區域並に「シツブ、マーチャント」

第二節 商業區域並に「シツブ、マーチャント」

蘭領東印度に於ける商業組織を見るに瓜哇に在りては商業上之れを西部中部及東部瓜哇の三部に分割し得べく西部に於ける中心地は「バタビヤ」市にして「スマラン」港は中央部に於ける中堅たるの位置を占め「スラバヤ」市は東部瓜哇の策源地なりと謂はざる可からず而して此三港は只に地理及交通の上に於て全島の商權を三分せるのみならず亦た流行の根源地なるが故に將來同方面の貿易を企圖する者の大に留意すべき所にして「セレベス」島に在りては商業上之れを南北の二部に分ち得べく南部「マカッサ」港に屬する勢力範圍は即ち南海岸方面に在りては「ボニー」灣より「ブイトン」を経て「バンガイ」の全部北海岸方面にては「バレバレ」「ドンガラ」の諸港を経て「クワンダン」港に至る區域並に「ボルネオ」島の東海岸諸港より南方に散在する「スンバワ」「フロレス」「チモール」島其他「アンボン」「アロー」島より「ニューギニア」島に至る間に於て北部「メナド」港の勢力範圍に屬するものは即ち「ミナハサ」全國並に「プロ」「サンギール」及「クローロン」諸島にして共に同方面に於ける商

業上の實權を握り商品の供給及物産の集收等偏に同港を経由するものにして「ボルネオ」島に於ける商權も亦之れを南東部及西部の二部に分ち得べく南東部に於ける中央市場は「バリト」河口なる「バンジャルマシ」市にして「ボンチャナ」市は西部に於ける貨物集散市場たり「スマトラ」島に於ても亦之れを「バダン」及「メダン」の二大市場に區割し得べく「バダン」及「メダン」の兩市は共に「スマトラ」島に於ける商業上の重要港たり而して支那人が瓜哇に於て經濟上大なる權力を有するが如く「セレベス」島に於ける商權は「モルマン」商會「レデブル」會社「モロッカス」商會等の獨逸商社又は獨逸系統の商社の手に在りて是等の大會社は同島に於て深き根底を有するが故に其勢力支那人を凌駕するものなりと雖も商品の集散に至りては瓜哇内地に於けると同じく事實上支那人の權力内にあるが故に彼等は巧に支那人の従事せる所の「シツプ」「マーチャント」(Ship Merchant)なるものを利用して輸出入貿易を營み支那商人と共に兩面に於て多大の利益を占めつゝあり。

「セレベス」島に於ける貿易は陸上に於ける交通機關の設備を缺くを以て勢ひ船舶の便に依るの外なく、普通支那商人は定期船を利用するものにして沿岸各港相當積荷ある場合には不定期船に乘じ船長に「ボツケット、モニ」を與へて裕餘時間を利用せしむる事恰も彼等の「チャーター」船なるが如しに寄港するや直ちに下船し僅かに數時間の碇泊時間を利用して携帶せる燐寸、米、鹽、醬油、綿布の如き土人向商品を其地に於て營業せる支那商人に賣却すると同時に彼等の買集めたる天産物即ち「コブラ」藤、ダマール、貝殻等を極めて敏捷なる買買取引によりて買受け或は土人と交換し直ちに積載して出航するが如き方法によりて順次沿岸を巡回しつゝ貿易を營むものにして通信機關の不備なるに乘じ賣買の兩面に於て多大なる利益を收得しつゝあり、而して「マカッサ」港に於ける「シツプ、マーチャント」の勢力範圍は「マカッサ」港より以北「ブウール」港に至る間にして「メナド」港に於ける勢力範圍は「メナド」港より以南「ブウール」港に至るの間なり、人或は「シツプ、マーチャ」

「ヤント」の本邦人に取り甚だ有望なるか如く説く者ありと雖も其の組織は瓜哇に於ける支那商の如き關係に在るものにして唯海陸を異にするのみ、然るに本邦人は從來此方面に於ける土人又は支那商人との連絡薄きが故に到底活動の餘地なかるべく尙且つ支那人の如く「デツキバツセンジャ」として堅忍克く最下級の生活に甘ざる者に非れば決して永續し得るものに非ざるに於てをや。

### 第三節 商業上に於ける人種的勢力

蘭領東印度に於ける人口は約三千八百萬にして其の内、外來人に屬する者支那人約五十六萬三千五百人、歐洲人約九萬人、亞刺比亞人約三萬人、其他少數の孟買人、日本人及東洋人にして、現在に於ける土人は智能最も能く開發せられたる階級の者に在りても商業上に於ける智識は頗る低級なるが故に到底獨立せる職業を營む事能はず、現今多少教育を受けたる者に在り

ても下級官吏又は書記として官衙又は商社に採用せらるゝに過ぎずして其他は總て單純なる勞働によりて生活し衣食住の簡易にして生活の容易なるは庭内に椰子樹十數本を所有すれば以て一家を支ふるに充分なる可く斯の如く天恵に依りて生活の保證せらるゝと過去に於ける掠奪及勞働強制の結果は遂に土人の貯蓄心を根底より破壊し現在に至るも生活上必要にして比較的確實なる不動産を所有するに止まるのみ加るに土人は回々教徒なるを以て「コイラン」教典の教義に基き預金に對して利子を得るは其の教理に違反するものとなすの觀念より迷信深き土人等は不知の間に其の感化を受け貨殖の途に暗く且つ其性放縱にして向上發展の精神に乏しきが故に爾後彼等の風習にして改められざる限り現今に於けるが如く將來に於ても亦た商人として立つ事能はざる可し其他常に蘭人より輕視せられつゝ傲慢なる態度を持せる「ハーフカッス」蘭人と土人との混血兒及混血兒と土人との重混血兒にありても現在に於ては下級官吏又は會社事

務員として事務に鞅掌し或は下級士官として軍務に従事せる者多くして獨立せる商業に従事する者は極めて尠し然るに蘭領に於ける支那人を見るに其の數實に五十餘萬を超へ重要都市は固より瘴煙深き蠻界に至る迄苟も利源の存する所利の招くあらば何れの地に到るも足跡を印せざる所なく冒險にして然も勤黽なる實に他國民の企及し得ざる所のものあり彼等が蘭領南洋に於て勢力を有するに至りたるは連絡せる長き關係を有するものにして即ち元の時代に於て瓜哇を征討し更に明の時代に至りて使節を派遣し瓜哇を慰撫せしより以來今日に至る迄廣東及福建人の渡來する者續々相接し土着せる支那人を山人南京と稱し新たに渡來せし者を新客と呼ぶ小は寢莫産一枚を以て身上とせる勞働人足より大は建源號張鴻南の如き數千萬の資産を擁せる者に至る迄各階級を通じ互に相團結し密接なる關係の下に各地に商權を張り各種の事業に關係せるが故に彼等に頼るに非れば何事をも成し得ざるが如き蘭領東印度の地を以て政治上遠

からずして明け渡すべき棲家」なりとせば、支那人は經濟上に於ける借主たるの地位にあるものと謂ふを得べく、彼等が商業上に於ける勢力は和蘭の權威を以てするも尙且つ抑壓し能はざる現状なれば、蘭領の地に業を起さんとする者の度外視するを得ざる所にして、今彼等が勢力を得るに至りたる原因と在留邦人の微々として振はざる所以のものを擧げて比較考究するは蓋し徒勞に非る可し、上述の如く支那人が蘭領南洋に於て商業上の權力を握るに至りたるは連絡せる長き歴史を有するに反し、我邦に在りては寛永時代に於ける鎖國令の發布によりて海外發展の趨勢は全然阻止せられ、大和民族の有する冒險的進取の氣象と鬱勃たる雄心とは遂に萎縮し去りたるものゝ如き觀ありしに、明治維新の大業成り日清戰役を経るに及びて海外に志す者漸次増加するに至りしも、蘭領印度に於ける本邦人の發展は頗る最近の事に屬すると未だ彼地に於て祖先が一基の墳墓をしも有せざる本邦商人の彼等に及ばざる事遠きは寧ろ當然の事なりと謂はざる可

からず、然るに人或は蘭領南洋に於ける本邦人に成功者尠く却て失敗者の多きを見て南洋の天地を疑ふ者なきに非ずと雖も、僅かに二十年前日清戰役後我が戰勝を傳へ聞きたる土人の當時に於ける蘭人の壓迫と支那人の横暴に報ゆる爲め、彼等は祖先を同ふする同族の誇となし、頻りに我武勇を稱揚したりし時に際し、賣藥行商人として渡航したる者の好機に乗じ、漸く今日成功の域に達する事を得たるものにて、初めより資本を有したる者に非ず、且又商業上に於ける素養深きものにも非ざるが故に、他國人に比し經營方法頗る幼稚なると内地との取引上金融機關の不備なるとは今日に至るも尙我邦商人の頗る遅々として振はざる所以にして、内地に於ける本邦人の多くは南洋の在るを知りて其の實情に暗きものと謂はざる可からず、將來我邦人の南洋に志す者漸次其の數を増加し遂に數萬を以て數ふるに至らば、支那人の壘を摩する易々たる可く如何に聲を大にして南進の急務なるを絶叫するも現在の利益のみに着眼して敢て將來に事を劃せざる近

眼者流のみに依りては到底開拓せらるゝものに非ざる可く南進を以て國勢に由來するものとせば徒らに巨萬の富を擁して惰眠を貪り猫額の天地に跼蹐して口に生活の難きを嘆じ坐して市況の不振を訴んよりも蘭領南洋の地に志す者恰も大河の決するが如く滔滔流入せば管に數を増加するに止らずして將來自國の勢力を伸展し得べき一素因とも成る可く其の幾分は各種の方面に沈澱して一大勢力を形成するに至らん然るに本邦人の多くは其性質概ね利を得るに急にして最初渡航を企つる當時に於て既に一獲千金を夢み其の刺戟によりて動かされたる者か然からざれば失敗者多く初めより未開の地を開發して無盡の寶庫を開き我商權を擴張するの抱負を有する者に非ずして徒らに功名心のみ馳せて而かも時機を捕ふるの明なく其の間多少危険の伴ふものあれば假令有利と思惟するも躊躇蠢々遂に機會を逸し去るの嫌ひなきに非るは本邦人の大なる缺點にして、之れを支那人に見るに固より國家觀念に乏しき者ありと雖も事に處する

に悠々迫らず而かも常に向上發展を希ふが故に薄利に甘じ他商人の敢て顧みざる錙銖の利を争ふを以て商家の秘決となし零碎の貯蓄を以て富致の基礎と心得勤儉力行倦まず撻まず身の南洋に在るを忘れたるが如し而も彼等は機會を見るに敏にして一度有利なりと見做せば敢然として立ち他に率先して資を投じ業を起し一舉に事を決せんとするが如きは大に成功する所以にして時に或は利あらずして失敗を招き雲散する事ありと雖も元來無一物より作り出したるものなれば決して自暴自棄に陥るが如き事なく更に赤手空拳を振ふて第二次の運命を開拓せんとするに至ては蓋し性急なる者の模倣し得ざる所にして今日蘭領南洋に於ける支那人中成功者多き所以に外ならず然れば今日成功せる者の大部分は元と勞働を資本として渡航し來りたる數十萬の勞働階級より漸次産れ來りたるものたるを忘る可からず更に支那人の生活状態を見るに下級勞働者に至りては一日僅かに六七錢を得れば生活し得らるゝと謂ふに至りては如何に簡易



にして粗食粗衣に甘ずるかを察し得べく、殊に南洋一帯の地は四時氣候に變化なき爲め生活頗る容易なると生活費として彼等の収入より控除せらるゝもの極めて尠きが故に儉素を旨とする支那人に取りては、發展上最も好適地と言ふ可く、而も彼等は頗る勤勉にして相當の資産を有する階級の者と雖も商取引のため各地を巡回する場合に在りては最下級の船客として苦熱堪へ難き船艙内に談笑しつゝあるが如き困苦欠亡に堪へ身を犠牲にして更に勞苦を厭はざるが如きは假令其の間極端に失するものなきに非ずと雖も亦支那人に依りて學ぶ所尠しとせず、然るに本邦人は一般に外觀を衒ひ一等國民としての品位を保たん事を望むに急にして固より可ならずと雖も徒に支那人又は土人の間に誇りて而も實力の之れに伴はざるものあるが故に常に彼等より敬遠せらる、加ふるに奢侈安逸を貪るの傾向あれば失費を要する事も多く従つて營業費嵩み支那人との競争に於て已に根本に於て彼に一步を譲らざる可からざるものゝ如し、支那人は又其

の階級に應ずる如く向上發展するの性質を有する國民にして勞働者より行商人、行商人より地方に於ける小賣商人、小賣人より都市に於ける商人として高宏なる商舖を構ふるに至り遂に地主となり、家主となり、金主となり更に企業家又は銀行家として經濟界に重きを成すに従つて商業上に於ける智能も亦之れに伴ひ向上發展するが故に大企業家大銀行家としての手腕を有し歐洲商人の間に伍して遜色なきのみならず時に或は彼等を凌駕するが如きは眞に天才とも謂ひ得べくして賞讃に値すべし、然るに本邦人を見るに漸く成功の域に達しつゝある者も多少の資産を擁するに至りて曾て有せし所の智能は漸次萎靡減退し發展を劃するに非ずして反つて退嬰に傾き殆んど活動を停止したるかの如き感あるものに比較せば商才の優劣如何を知るに難からざるべく、世人或は支那人を以て語學の天才なるかの如く思惟せるものありと雖も彼等は將來地位を得るに語學に精通するを以て一の重大要素となすが故に特に必要なる歐米諸國の言語を研究

するに時を費すに吝ならざると、他國人に比し最も能く各種族間の土語に精通せるは最初渡來せし當時各人種より成る勞働者間に介在して奮闘せる期間に於て修得し得たるに依るものにして本邦人の如く始めより勞働を回避し小なりと雖も一家の長たらん事を望むと相當の地位を得るに従て讒誣中傷互に相排擠するを之れ事とし言語の如き漸く土語を解し得るに過ぎざるに至りては本邦商人の面目威信を失する事尠からず、殊に蘭人支那人との間に意思の疏通を缺く事多き所以のものも亦語學の素養足らざると國情に通ぜざるとに起因するもの多く、遂に相反目して提携するの機會を捕へ得ざると共に機微なる商取引の上に於ても亦彼等に一籌を輸せざる可からず、要するに政治上に勢力なき支那人の經濟上に於て權威を有する所以のものは即ち上下を通じて密接なる連絡あると團結力の強固なるに歸因すべく本邦人の南洋に發展せざる一の理由は互に相排斥構陷するを之れ事とし協同一致の精神に乏しきに依らずんばあらず、然れども

支那人は亦他方に於て常に奸智を逞ふし、智能開けざる土人を欺瞞し、不淨の貨財を得るにのみ汲々として品性の下劣なる常に賭縛に耽り折花攀柳の爲めには千金を擲つが如き墮墜すべく指彈すべきもの頗る多きも此所には彼れの長所を擧げて我れの短所に比較し以て後進者の参考に資すると共に在留邦人の反省を促すは將來國家の發展に關係する事至大なれば一言自家の信ずる所を公にし我國民の猛省を促さずんばあらず。

支那人に次ぎ土人間に勢力を有する者は亞刺比亞人にして土人は多く回々教徒なるが故に彼等を以て世界に於ける優等人種となし尊敬する事厚く往時に在りては支那人と商業上に於て覇を争ひたる事ありしも漸次支那人によりて壓倒せられ遂に商權を奪はるゝに至りしと雖も今尙ほ宗教上の關係より「サロン」商人として土人の間に相當の勢力を有す而して彼等の營業方針を見るに一般に不信實にして或る場合は商品に對する利益を度外視せるものゝ如く競争者現はるれば原價以下に於て賣却するに躊

踏せざるに反し時としては又法外なる價格を主張するが如き、其の本業とする所は多く金貨業にして土人の無智に乘じ宗教上の關係を利用して高歩の貸付けをなすが如き、土人にして一度彼等の債務を負はんか永久に辨濟の途なく土人が生活上最も必要なる土地及椰子樹の如き不動産は遂に彼等に蠶食せらるゝに至るものにして彼等は常に土人に寄生して暴利を占めつゝあるも、サロン問屋としての商業上の地位は將來本邦人の發展を見るに至らば甚だ不安定なるものゝ如し、孟買商人は主として日本製絹物並に美術雜貨を取扱ひ之れ又小賣商人としては土人間に相當の勢力ありて我が横濱に取引關係を有し歐米向輸出品中不合格物を巧妙に仕入るを以て得意となすものにして彼等は常に詐偽的行爲を以て其の商策となし居るものゝ如し。

日本商人は小數の貿易業者を除くの外其の多くは諸雜貨小賣商にして賣藥業を兼ねたるもの多く、歐洲人は主として歐洲品の卸商として都會の

地に居住し地方に於て小賣をなす者極めて尠なきに反し、支那人、アラブ人及「ボンベイ」人は都市に於て活動するに止らず如何なる邊陲の地に至るも村落在る所必ず其の影を見ざるなきに徴するも如何に彼等が商權を地方に擴張せるかを推知し得べく、已に彼等が土人に對する狡猾なる商策を知り得たる我邦商人は將來彼等の手より商權を奪ひ去る事蓋し難事に非る可し。

#### 第四節 直取引と製品改良の急務

我が國に於ける製造工業を見るに近時著しく進歩發達せしものありと雖も之れを歐米諸國に較れば元より企及し得る所に非ずして其の製品に就て見るも精巧なる點に於て將又堅固なる上に於て到底競争し得るものに非ずと雖も我邦製品の特長とも謂ふ可きは歐米品に比して頗る廉價なるにあり、高價にして而も精巧堅固なるものよりは價格廉なるものを製造

するは支那、印度及南洋を市場とする我邦の當然執る可き所にして宜しく此等各地向商品の製造と販賣とに研究を加へ以て市場の擴張を計ると共に兼ねて南洋方面に於ける各種原料を輸入して諸工業を起し以て同一の原料に基く歐米よりの精製品並に加工品の輸入を防止するの覺悟なかる可からず、然るに人或は我邦に於ける製造工業の進歩は他先進國に比し甚しく遅々たるかの如く論ずる者ありと雖も、繙つて考ふるに鎖國の夢より醒めて開國進取の國是を定めたるより以來僅かに數十年製造工業の發達も亦近々二三十年間の短日月に過ぎざるが故に同期間に於ける進歩の程度を比較考究する時は勿論歐米諸國の急速なるには及ばずと雖も、理學並に醫學の如き或は又軍器彈藥の如き彼れに比して少しも遜色なく寧ろ長足の進歩發達を遂げたるものと謂はざる可からず、而して近き將來は然らずと雖も現今に於ける一般製品は上述の如く彼に及ばざる所あるが故に精巧なるものに代ふるに廉價にして恰好なる商品を提供し以て市場に競

争せば大に販路の擴張を計り得べく是れ即ち需要地に於ける購買力に適應する所以にして現今に於ける我邦商工業家として將に執るべき當然の方針にして亦大勢の然らしむる所なりと謂はざる可からず、然るに本邦品の南洋方面に於ける聲價が消費者間に甚しく不評なるは少しく海外の事情に通ずる者の異口同音に發する所にして其の因て來る所以を察するに歐洲人に比して資力に乏しき事の外別に二個の大なる理由の存するものあり、曰く直取引を開始し得ざる事其一にして市場に於ける自家商品の研究を缺く事即ち其二なり、以下更に余が蘭領南洋に於ける所見を詳にせん、現今蘭領南洋に於ける經濟の實權は殆んど支那人に依りて掌握せらるると言ふも過言に非ずして今より三百有餘年前既に「スマラン」港を根據地として内地の開發に努力せしより以來彼等が瓜哇に於ける經濟上の勢力は牢乎として抜く可からざるものあり、斯の如く蘭領殊に瓜哇に於て財力を中心たる彼等が日本商品の仕入方法を見るに其の多くは神戸に在留せる

自國商人に買付委託(買付手数料は一分乃至一分二厘位にして保険料運賃其他一切の諸雜費を立替へ運送するものにして代金の支拂は隨時三十日拂の送爲替を振出すものなり)をなすものにして、委託を受けたる支那商人は取引を重ねるに従ひ其の商品にして販路多き場合に於ては鞘取りを爲すの必要上極力仕入値段を値切り或は他の製造家に同一品の注文を發して價格の低減を計り或は又他國向輸出品の瑕物を買入る等種々の策を弄して一時的收益の大ならん事を圖るに汲々たり、而かも其方法巧妙なるが故に瓜哇在留邦人の内地よりの仕入値段に比し遙かに低廉にして瓜哇内地に於ける小資本の我商人は日本品を「スマラン」「スラバヤ」等の支那人より仕入れつゝある現状より見るも其の間の消息を窺ふに足らん、然るに我邦製造工業家の之れに對する態度を見るに從來蘭領南洋方面に於て何等の商關係をも有せざるが故に彼地に於ける支那商人又は歐洲商社と直取引を開始するもの極めて尠なく加ふるに資本薄弱にして自己の生産能力の

如何をも顧みず生産費以下に於ても亦彼等の注文に應せんとして互に相競争するが故に勢ひ其不足を補はんとして品質を粗惡にし量目を減少し寸法を縮少し更に加工に要する行程を省略せざる可からざるにより遂に粗製濫造の弊を生じ價格の廉なるを以て特長とする我商品の價值を甚しく損するに到る、此の如く粗製品を市場に供給するの結果信用を失墜し漸次其の需要を減少するに至るべく其の間に於ける利益は獨り支那商人のみに依りて壟斷せらるゝものなるが故に將來大に我が商工業家の反省を促すと共に在神支那商人の手を経る事なく進んで直取引を開始し工業組織を改善して粗製濫造の弊を改むると共に將來土人の生活状態向上するに従つて商品も亦善良なるものを要求するに至るものなれば更に一步を進めて良好なる商品の製出に務めざる可からず、而して這次歐洲戰亂の勃發以來歐洲製品の彼地に輸入せらるゝもの頗る減少し殊に獨逸品の如きは全く其の跡を絶つに至りし爲め一般住民は衣食の資料に窮し本邦商品

の輸入を望む事頗る切なるものあるが故に當局者は各地に調査員を派して其状況を發表すると共に當業者の指導に力めつゝありと雖も本邦商人の多くは此方面に耳を傾くる者無く、偶々我が當業者の彼地を訪ふ者は僅に定期船の寄港地なる二三重要都市を視察研究するに止り深く内地の事情を究むる者極めて尠なく且つ進むで「セレベス」及「ボルネオ」島に於ける市場に商權を張らんと欲する者に至りては星辰の寥々たりと謂ふ可く、我國商工業家の態度に飽き足らざるもの多きは甚だ遺憾に堪へざる所なるに一方神戸に於ける支那商人は自ら商品見本を所持して蘭領各地に渡航し専ら直接商取引を開始するが如き嘗に支那商人のみに止まらず、歐洲商人も亦數多見本を携行して「ホテル」の一室に之れを陳列し、在留支那商人の批評を聞き嗜好及流行の變遷を知り以て商品の改良に資すると共に直ちに取引をなすが如き製造家としての歐洲人販賣者としての支那人共に勉勵しつゝあるに際し本邦製造家は單に在神支那商人に賣込むを以て足れり

とし袖手傍觀彼等の爲すが儘に任せ置かんか我が商品の品質は漸次粗惡となり嗜好に遠ざかりたるものと化す可く遂に優良なる他國品によりて壓倒せられ南洋市場より驅逐せらるゝに至らん然れば本邦製造工業家に於て永遠に販路の擴張を冀はば各自に販賣員を適當なる地方に常置して販賣に従事せしむると共に既得の權利を維持し兼ねて土人の嗜好及賣込の方法を攻究せしむると共に内地に在りては専ら商品の改良を計るが如きは最も緊要にして、少くとも同業組合に於て適當なる視察員を派遣し彼地の事情に精通せしむると共に彼等が有する専門の智識を以て調査せしめば一時多大の費用を要するが如きも將來販路の擴張に依る利益に依り調査費の如き償ふて尙餘りあるに至らん從來蘭領南洋方面に輸入せられたる本邦商品を見るに殆んど風俗嗜好又は流行に就き多くの注意を拂ひたるものに非ざると地理的思想に乏しきが故に廣義に解釋せられたる南洋に於ける商品の需要状態は略同一なりとの單純なる考より英領印度向

きのもも蘭領東印度向きのもも將又佛領印度向きのもも皆南洋向きの名の下に同一商品を以てし、稍々進歩したるものに在りても彼地より送附し來る獨逸品の見本に依り模造するものなれば流行に遅れ易く、然らざるものと雖も其多くは本邦商人に依りて市場に適する如く案出されたるものに非るが故に土人の嗜好に適應する商品を製し得ざるにより、實際彼地に於て直接専門家が同一系統に屬する商品を市場に適する如く研究したるものに比し總ての點に於て甚しく懸隔を生し販路の擴張頗る困難なるものあり、同じく蘭領南洋向きの商品に在りても人種と階級に依りて大に嗜好を異にし、比較的人智の開發せられたる土人は向上しつゝあるが故に文明人に於て見るが如く新奇なるものを好むと雖も、蠻人に在りては隣寸布、武器等、彼等が生活上最も必要なるものに對してのみ慾望深きが如き、或は中流以上の階級にある者は廉價にして貧弱なるものよりも寧ろ價高きも目新らしくして品質の可なるものを望むが如き、更に瓜哇のみに就

て見るも西部、中部、東部、瓜哇共に流行を異にし、西部瓜哇に於ける絹物の流行は多く、バンドン市附近を中心として起り東部瓜哇に於けるメリヤス肌衣の流行は、スラバヤ市より發するが如き、或は又「ソーロー」「ジヨクジャ」市等山地に於ける住民は「パタピヤ」「スマラン」等の海岸諸港の住民に比すれば頗る質素にして色彩の如き主として藍色又は黄色を好み海岸のものは華美なるものを好むが如き地方によりて嗜好及事情を異にし瓜哇婦人の使用する「スレンジ」の如き長さ八十六吋幅二十七吋の拔絲細物の一端に花奔類の縫を入れ兩端に長さ六吋半位の網形房を著く土人は桃、淡黄及淡青色を最も好み之れに次ぎて草搗色、水黄、紫等を好むが如き、或は又其の縫は必ず共色の糸を以てするに非れば必要な上より觀察する時は一般の土人は清楚にして單純なる色を好むものゝ如し、商品其物の上より考ふるも其の用途及形體に就て留意すべき事多く例へば土人用「サロン」男女共に腰部を蔽ふに用ふる瓜哇更紗にして製造地の異なるに依りて其の種類を異

にすに就て見るに瓜哇製のものよりも廉價にして而かも優良なる類似品を製し得べきが如きも「パチック」更紗製造方法は生地木綿を晒したる後ち糖水中に投じて強硬ならしめ更に染料の著色を容易ならしむるが爲めに椰子油中に浸し次に白地として残すべき部分に木臘及「グマル」等を混合せるものを塗布し各種樹皮より採取したる所の色を以て染色するものにして精巧なるものに至りては一枚を製するに數十日を要するが故に價格頗る高きも堪久力強し土人は水浴を好み一日數回の水浴毎に其の都度洗濯をなすの風習あるが故に此の習慣を知らずして廉價なる類似品を製出せんか一見精巧にして土人の嗜好に適するが如きも模様直に褪色して信用を失ひ遂に需要を斷つに至るは屢々經驗せられたる所にして其他一般土人は跣足なるが故に其形頗る大にして靴下の如きも普通九番乃至十一番のものを使用するが如き或は「ミナハサ」人の如きは其の頭本邦人よりも小にして普通帽子は6より7に至る間を用ゆるに反し「メリヤス」肌衣の如き

は一般腕長きもの需要せらるゝが如き或は又洋傘の柄は長さものを要するが如き其他小は耳輪留針の類に至る迄地方によりて嗜好を異にするもの尠からずと雖も一々枚擧するに違あらざるを以て此所には之を省略して各自の研究に委せん。

更に商品の販路擴張上留意すべきは商標なるに我が商品の商標に在りては意匠頗る幼稚なるもの尠しとせず而も土人は商品の善惡を識別するの能力に乏しきが故に常に商標を信頼し試用の後ち已が嗜好に適する時は深く腦裡に入りて永く愛用するの傾向あるものなれば商標紙の色彩光澤及圖案は土人の嗜好に適するものを選澤し且つ一見して其の内容の何物なるかを知り得る如く留意するは賣込上極めて有利にして效果多きものなれば此所に留意すると共に包装用紙及荷造を完全にし以て商品の破損及品質の變化を防がざる可からず從來歐洲商人との取引困難なりし理由は單に南洋の事情に迂なりしのみなるに非ずして度量衡の一致を缺き





商工業家にして常に腦裡より國家觀念の離るゝ事なくんば獨逸人の機敏と科學の力を以て戰後更に以前に倍する精力と努力を以て襲ひ來る事ありとするも尙且つ競争場裡に贏を制するを得ん然れとも斯の如きは獨り商工業家の努力に依りてのみ期待せらるゝものに非ざるが故に我國に於ける識者は眇たる日領南洋より眼を轉じて總ゆる方面より蘭領南洋を調査研究し以て國家の發展に資するの覺悟なかる可からず。

### 第五節 將來邦人の目指すべき方面

近年内地に在りては所謂南洋熱なるもの熾となり南進の聲高くして南を説き南に志す者續出するに至りたるは眞に國家の爲めに賀す可しと雖も彼等の多くは豫備的調査をなし周到なる計畫を立てたる者に非ず且つ亦遠大なる抱負を有する者にも非ずして其の甚しきに至りては地理的思想上に於て缺く處あるのみならず中等の教育を受けたる者にありても南洋

諸島の主權か何れに屬する哉も區別し能はざるが如き者すらあるに至ては多少熱狂的嫌ひなきに非ずして我が民族の發展上寒心に堪へざる者ありと謂はざる可からず然りと雖も彼等の志す所は壯にして敢て之れを排する者に非ずと雖も南洋に向て伸張發展せんと欲せば必ず先づ其れに關する概念を得たる後ち徐ろに方針を定め信ずる所あるに至りて始めて勇住進するの覺悟なかる可からず「算多き者勝ち算寡き者破る」と如何に熱帯が天恵を享有し天與の産物に富むと雖も無計畫無資力者にして遺利を獲得し寶庫を開き得るの理あらんや、現今支那人が瓜哇に於て商業上の實權を握るに至りたる所以のものは一に勤暹にして執着心強く堅忍能く事に處するに依ると雖も他は商業組織の完備せるに歸せざる可からず而して彼等が商略とする所は所謂我が邦商家の暖簾分けに類する制度により地方に於ける商關係を一層深くし以て自家取扱に掛る所の各種商品を速に處理し兼ねて地方に於ける産物の収集に便ならしむるものにして例へ

ば「スマラン」市に於ける貿易商を中堅として觀察するに店員として數年間忠實に勤めたる者に對しては相當の仕込みをなし「ソーロー」「ジョクジャ」「マガラン」市等有望なる都市に商店を開設せしめ相互に密接なる關係を結び、是れ等支店とも見做す可き地方の商舖は更に同一の制度によりて各自が養成したる所の店員をして適當なる村落に小賣店を開かしむるが如き離る可からざる連絡の下に漸次其の附近を勢力範圍となすが如き堅實なる基礎を造り、此等宗家とも見る可き「スマラン」市の貿易商より輸入せらるゝ商品は最初多額の注文を發するに依りて安價に仕入るゝ事を得ると輸入されたる商品は直ちに各地の商舖に配送せられ機敏に賣捌かるゝものにして地方に於ける諸産物は更に此等從屬的商人によりて巧に且つ廉價に收集せられたるものを纏めて一手に輸出するが故に彼等は賣買の兩面に於て常に多大の利益を收めつゝあり、斯の如く支那商人が一絲亂れざる營業振りは利害關係を一にし團結の強固なるものありて始めて實行し得べ

く、假令財力豊かなる歐洲商人と雖も單に多額の歐洲商品を輸入するに止まり彼等の手を経るに非れば到底其の商品を集散し得ざる上より見るも彼等が如何に商業上に於ける勢力を有するかを推知し得べし、斯の如く蘭領南洋に於ける總ての事業は彼等と離る可からざる關係を有するものなるが故に將來我邦資本家にして彼地に於ける有望なる事業に投資せんとする場合は彼等と相提携して其の勢力と商才とを利用するを可とす可く或は又前述の如き支那商の組織に則り漸次地方に勢力を扶殖して商品を處置すべき根據を作りたる後ち本邦品の輸入を企つるも亦可なりとせん、其他蘭人又は支那人との共同事業を起すも策の得たるものにして方法の如何によりては必ず實現し得べき事なりと雖も要するに事の成敗如何は最初に於ける用意と計畫の粗密に依りて岐るゝのみ。

而して多數蘭領南洋に志す者の中多少教育あり商業上の素養を有する者にして將來大に雄飛せんと欲する者は必ず先づ紹介を得て適當なる本

邦商支那商又は歐洲商社に入り數年間事務を長習ひつゝ取引關係を知ると共に同方面に於ける人情を詳にし言語に精通するに至り始めて確固たる方針を定め過去に於ける勤勞に依りて得たる報酬と自己の有する資産を擧げて獨立せる營業に従事せば一面に於ては支那商に於けるが如く密接なる連絡を保ち他方に於ては商品又は資金を融通し得るの利あると未開の地に在りては我邦内地に於けるよりも經營し易きが故に比較的堅實なる發展を見るに至らん更に無盡の富を藏する南洋の地を低廉なる勞働者を使役し得べき資本家の活動すべき處にして到底赤手空擧者流の者によりて開發せらる可きものに非ざるは南洋に於ける勞働資金の本邦の其れに比して頗る低廉なると勤儉にして忍耐力強き印度、タミール人、支那人勞働者に非れば單純なる勞働のみに依りては到底生計を維持し得ざる點より考ふるも一時に多數の移民をなす事は絶対に不可能にして少數の移民と雖も資本家の活動を待つに非れば到底吸收し能はざる状態にあるが

故に今遽かに蘭領南洋を以て移民の好適地なりとするは早計にして無定見なりと謂はざる可からず然れど彼地に土着の決心を有する農民又は漁民の移住は將來最も有望にして其他理髮師、洗濯屋、大工、機械職工、醫師(但し和蘭の醫術開業試験に及第したる者にあらざれば公然開業する事を得ず)等の如き専門の技術を習得せる者も各地一般に歡迎せらるゝ所なるも單に漠然たる南洋を志し汽船の寄港地を以て唯一の目的地となし漫然職を求めんとするが如きは我同胞の在留せる者多く諸機關完備せる方面に於ては或は可なりせんも邦人の數少なく且つ勢力の微々たる蘭領内に在りては決して面かあるべきものに非ざるを以て何等の職を有するに非ずして勞働のみに依り運命を開拓せんと欲するものゝ如きは大に考慮を要すべく大正三年度の調査に掛る在留邦人の職業別を見るに

職業	男	女
商人	二八八	三
船業	一九四	

## 第五節 將來邦人の目指すべき方面

第三章 貿易

旅館下宿料	飲食物店	家内労働	珈琲店	料理人	裁縫職	雜貨商	醫師	理髮師	菓子商	農場労働	商業労働	洗濯業	寫真業	大工	藥種賣藥	漁業
一一	一四	一〇	一六	七	二四	一四	二〇	二八	三〇	三〇	三一	四四	六九	八三	一〇六	
九	一七	二六	三三	三七	二二	一	四	二一	一	三						一八二

藝妓	外人被傭者	遊藝職	無職	總計
六八	一七六	一七	九二六	二一九九十九人

にして其の内無職及外人被傭者中の女は概ね賤業婦にして漁業の多くは「ドボ」に於ける眞珠介採取者と見做し得べく其他總人員の大部分は各地方に於て商業に従事せる行商人なれば之れを除く外如何なる職業を有する者が現在に於て歓迎せられつゝあるかを推知し得べし然るに今日尙斯の如き者の續出しつゝあるは雜誌に書籍に利に敏き輩の一時の人氣に投ぜんが爲め過去に於ける事實を誇張し無資力の者に在りても利を得るに容易なるが如く傳へたるが爲めにして其の責は單に南へ進むべきを教へて更に執る可き方針を明かにせざる者の罪に歸せざる可からず固より未開の南國を廣く世人に紹介するに事實を離れて多少の誇張あるは勢の然

第五節 將來邦人の目指すべき方面

らしむる所ならんも先覺者を以て任ずる者は常に彼等を率ひて迷はしめざると誤らしめざるの用意なかる可からず、余は既に前節に於て再三我が商工業家に奮起を促したると同時に第二章又は第四章中に於て將來有望にして現今需要されつゝあるもの並に彼地に於ける産物にして内地向きと思惟する所のものを舉げて注意すべき事項を詳記したりと雖も更に其の概要を舉げて將來南洋に業を起さんと欲する者の参考に資せん。

蘭領南洋諸島に於ける農業中甘藷、珈琲、茶等の栽培事業にして有利なるもの枚舉に遑あらずと雖も、瓜哇は既に開拓せられ最早發展の餘地少なきに至りたるを以て將來の栽培事業は「スマトラ」及「ボルネオ」の如き外領に於ける茫漠たる山林及原野を選ばざる可からざるは既に已に記述せしが如くにして、今大正三年度に於ける各種有用植物の栽培面積(瓜哇に於ける水陸田約四百萬「バウ」セレベス島に於ける水陸田約十萬「バウ」を除く)を舉ぐれば

品目	瓜哇及マゾラ島	外領諸島
甘藷	三四六、六六一(畝)	八六、三七五(畝)
珈琲	二八六、六二八	三二二、八七六
茶	二六六、一三三	七、五二一
護謨	一八一、九二二	三、六七〇
規	三五、二六四	一、二六
カボツ	二七、五九〇	〇八七
ココ	二〇、二四二	四三、五七五
古々椰子	一九、四九五	七〇〇
サイザル及マニラ麻	六、四七五	一九二
コ	四、六四五	

の如くにして近年外領諸島に於ける栽培事業は著しく發達しつつありて之れを栽培面積の上より見れば護謨、珈琲及古々椰子、茶等を以て最も適當となすものゝ如く、椰子栽培上適當の地は海岸に近き砂地にして少しく傾斜ありて雨量多く潮風常に吹き來る地方を最も可とし、護謨栽培にありては海拔一千呎以内の地にして堆積植物性肥土に富み氣候適順なる地方

第五節 將來邦人の目指すべき方面

を選定するを可とし、珈琲栽培は海拔一千呎乃至三千呎、茶は千呎乃至五千呎の高地を適當とすの高地にして肥土に富む疎鬆なる土壤を可とし雨量湿度共に適度なるを要するものにして「スマトラ」「ボルネオ」及「セレベス」島の各地は共に此の條件を満たし得可く、土人の放任的栽培より組織的經營を見るに至りたるは最近の事に屬するも發達の速かなる上より見れば是等の事業の甚だ有望にして將來著しき發展を見るに至らん。

護謨事業の有利なるは一時南洋を風靡せし觀ありしも其の經營困難にして資本及手數を要する事多きと護謨樹の疾病及獨逸に於ける人造「ゴム」の發明に對する不安とによりて將來豫定の利益を收め得るや否やを疑ふに至りたるに反し、椰子栽培に在りては經營頗る容易にして植付後勞力を要する事も極めて尠く且つ七ヶ年を経過せば五割以上の利益を確實に收め得らると人口増殖の結果近年著しく植物性脂肪の需要増加したるに依り、將來同事業の有利なるは最早疑ふの餘地なきに至りたるを以て近年外

領諸島に於ける椰子栽培面積は他の栽培事業に比し甚しく増加し「コブラ」の産額又多きを加へ甘藷栽培事業に次ぐの盛況を見るに至りしに、偶々歐洲大亂の勃發に依り歐洲特に主なる消費地たる獨逸に於ける「コブラ」の需要著しく減少したるが故に市價一時に下落し椰子栽培事業に一噸坐を來たしたる爲め其の打撃に依りて土人の如き頗る窮境に沈淪しつゝありと雖も、之れ一時的現象にして戰爭の終結と共に平調に復すべく今日に於ける價格の下落は寧ろ我邦に於ける製造業者を刺戟して新事業を興さしむ可き好機を與ふるものにして且つ又刻下の不況は椰子栽培事業に志す者の投資すべき好時期なりと謂はざる可からず。其他外領中「ボルネオ」島の「パトリ」平原「セレベス」島西海岸中央部に於ける平原は水田として開墾するに適す可く、護謨の栽培に在りては地味氣候の適當にして陸上交通機關の漸次完成しつゝある所の「スマトラ」島を以て最も適當とするものゝ如く、「ボルネオ」島に於ける平野も亦交通機關の發達と共に各種栽培事業の隆起す

るを見るに至らん、鑛業に在りても、ボルネオ「スマトラ」セレベス「島」に於ては各地に鑛脈を有し現今採掘せられつゝあるものは僅に一部分に過ぎずして人跡到らざる蠻地にありては未だ發見せられざるもの頗る多く近年「メナド」在住の山田氏は「クラバット」山附近に於て沖積地層より砂金を發見し試掘出願中なるより見るも將來専門家の調査研究すべき餘地多かる可く、漁業に於ても新嘉坡の對岸なる「リオ」群島附近及「マカツサ」海峽並に「トミニ」灣附近より「ニューギニア」島に至る間にありては魚類頗る豊富なるにも不拘今尙ほ漁業の微々として振はざるは第四章「鹽乾魚の需要」中に於て述ぶる所の如く漁撈及製造並に運輸機關の不備に依るものなれば、我邦漁業者をして彼地に移住せしめて海流及潮汐の漁業に及ぼす影響並に海底の形狀に依る魚類の棲息状態等を詳かにせしめば將來我が邦に於ける漁業家の活動を誘致するに至る可く、更に工業の上より見たる蘭領南洋は製造品及加工品の消費地にして原料品の供給地なると遠隔にして機械工場

設立に不便多く労働能力に乏しき土人を使役せざる可からざるに依り近き將來に於ては工業の發展を期し難きも彼地に適當なる小工業に在りては現在に於ても有利なるもの尠しとせず、即ち地方に於ける精米工業（粳より精白するに至る迄の設備を要す土人は普通手搗きにて粳より搗き揚ぐるものなるが故に多くの時間と勞力とを要するに反し製品は碎末の劣等なるものにして水車の設備ある地方に在りては賃搗きに依るもの多く賃金の代りに普通米一擔に付き五百匁内外を提供す）製材業、ガラス製造業、飲料水製造業、製紙業、製油業、石礮製造業及帆船造船業等の如きは將來有望なる可く、其他「ミナハサ」國「トンダノ」湖附近に於ては適當なる水源地あり是等水力を利用して附近一帯の地に電燈及動力を供給するは頗る有利なるものゝ如きも、同地方に在住する者の多くは栽培事業又は商業にのみ熱中し未だ資本を此方面に投ずる者なしと雖も漸次我が國との直通航路開かるゝに至らば自然工業に關する諸設備一層振興するに至らん。



之れを要するに我邦は其位置北極と赤道との中間に位し恰も兩者を連絡して文明を共通ならしむ可き地位にあるものゝ如く我國民は南北の兩端に向つて發展すべき使命を有すると共に種族及歴史の上より見るも交通並に海運の便より推すも南國は我が國民の發展し開拓すべき所にして徒らに祖父が墳墓の地を守るに忠實にして而かも無意義なる生活に甘ずるよりも一家の事情にして碧空萬里の波を蹴て赤道直下に奮闘するを許さば男子の快事之れに過ぐるものあらんや然れども南洋に志す者必ず成功す可きに非ず計畫完ふして功果擧らざるものあり無計畫にして僥倖なるものあり或は半途にして倒るゝ者も亦た多からんも山人南京に於けるが如く不斷の努力と幾星霜の奮闘の歴史を経るに従ふて抜く可からざる勢力を扶殖するに至る可く、一は客氣に乘じ猪突せんとする青年の爲めに反省を促すと共に他は警鐘を亂打して南進の急務を説き眠れる我國民をして奮起せしめ國家に對する義務を果さしめんと欲するに外なら非る也。

### 第六節 貿易表

#### 一、蘭領東印度貿易表

明治四十四年度		大正元年度		大正二年度	
輸 入 總 額	輸 出 總 額	輸 入 總 額	輸 出 總 額	輸 入 總 額	輸 出 總 額
二七三、八四四、〇〇〇	五二〇、九〇〇、〇〇〇	五九四、六四二、〇〇〇	九九四、七〇七、〇〇〇	一〇四二、六五九、〇〇〇	一一二、八一、〇〇〇
八九四、七四四、〇〇〇	一四七、〇五六、〇〇〇	四〇〇、〇六五、〇〇〇	一九四、五七七、〇〇〇	四六四、九二四、〇〇〇	五七七、七三五、〇〇〇
輸 出 超 過 額	計	輸 出 超 過 額	計	輸 出 超 過 額	計

#### 一、蘭領東印度外國貿易比較表 (大正二年度)

### 第六節 貿易表

第三章 貿易

a 輸出高

和	新	英	日	香	佛	英	彼	支	獨	北	濠	其	合
蘭	嘉	領	本	港	蘭	吉	南	那	逸	米	洲	他	計
一七二,六一六,〇〇〇	一〇九,六七一,〇〇〇	八八,九二三,〇〇〇	三五,八一二,〇〇〇	三四,一九三,〇〇〇	二六,七一五,〇〇〇	二二,九三四,〇〇〇	一九,〇三四,〇〇〇	一七,六九九,〇〇〇	一四,三〇七,〇〇〇	一三,三三一,〇〇〇	一二,八四七,〇〇〇	八,六五三,〇〇〇	五七七,七三五,〇〇〇

一九二

b 輸入高

和	英	新	獨	英	西	彼	濠	支	北	香	日	其	合
蘭	領	嘉	印	度	南	洲	那	國	港	本	他	計	計
一四五,二五九,〇〇〇	七六,五七一,〇〇〇	六七,八四七,〇〇〇	二八,七七六,〇〇〇	二二,七四六,〇〇〇	一五,五六〇,〇〇〇	一三,四五五,〇〇〇	一〇,五七三,〇〇〇	九,二三一,〇〇〇	九,〇三三,〇〇〇	七,四五一,〇〇〇	六,七六九,〇〇〇	五,六五三,〇〇〇	四六四,九二四,〇〇〇

一、セレベス島對外國貿易表

地 名 輸 出 高  
 セレベス管内 二〇,四九一,七四二

輸 入 高  
 八,六八三,四七二

第六節 貿易表

一九三

第三章 貿易

明治四十四年度		大正元年度	
メナド管内	タルナ管内	メナド管内	セレベス管内
九五一五、一一八	一、七五九、五四七	三〇、六〇四、〇〇〇	一、一九二、〇〇〇
一九四	二、四九八、六四二	一、二九二、〇〇〇	四、九一一、〇〇〇
五、九二六、七九〇	三、四二六、〇四九	一、九四一、二〇〇	九、四二八、〇〇〇
八三二、九二五	合 計	一、一〇九、六一七	一、四三三、〇〇〇
一、四六六、四三〇	メナド管内	一、二四〇	一、四三三、〇〇〇
一、四六六、四三〇	セレベス管内	一、二四〇	一、四三三、〇〇〇
一、四六六、四三〇	合 計	一、二四〇	一、四三三、〇〇〇

一、日本對セレベス島貿易表 (明治四十四年度)

a 重要輸出品

品目	數量	價格
黒檀	三三七、二五〇	一〇、一一八
高麗	三四七、六二六	一七三、八一三
龍珠	九、三三五	二七九、七五〇
眞珠	一、二四〇	二、四八〇
其他の貝類	—	一五〇、九六

b 重要輸入品

品目	數量	價格
燐寸	二六、三七五	一四、二四三
晒木	—	九〇、一七五
ラベン	—	一〇、三一二
ラベン	—	一一、三七二
香水	三一、五八七	二〇、四二八
硝子器類	五、一〇七	一八、四八六
衣服類	—	六六、五六七
セルロイド腕輪	—	二八、三三七
色染木綿	—	二七、六四六
小間物	—	三九、三二八
陶器類	—	二二、七二二

一、ボルネオ島東南部對外國貿易表 (大正元年度)

a 輸入品

品目	價格
機械類	二、四二二、〇〇〇

第六節 貿易表

綿織物	食料	ビスケット	衣服類	綿糸	自動車	陶磁器	石貨	雜貨	紙類	紙類	硝子製造	靴	燐寸
-----	----	-------	-----	----	-----	-----	----	----	----	----	------	---	----

1,430,000	400,000	250,000	200,000	155,000	156,000	145,000	125,000	110,000	110,000	100,000	80,000	60,000	60,000	54,000	50,000
-----------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	--------	--------	--------	--------

絹織物	炭酸水
-----	-----

50,000	30,000	20,000
--------	--------	--------

b 輸出品

石油「ベンジン」及「ガスリン」  
「コブラ」  
野生「ゴム」  
「ガタ」等は  
其の主なるものにして輸出總額四千〇八十一萬七千盾の内石油は其の九割を占むるが故に他は推して知る可きのみ。

一、日本對南洋貿易表 (大正三年度)

地名	輸 出	輸 入
暹羅	一、〇三五、二九三	五、七九三、一二四
佛領印度	一、〇五五、一九四	二四、六九九、八九四
蘭領印度	五、一四八、六八五	三七、三八九、二五七
比律賓	六、二八三、五五六	七、六四七、八三三
海峽殖民地	一〇、一四一、五五八	五、二〇五、〇一四
英領印度	二九、八七三、四一三	一七三、一七三、八六一

第六節 貿易表

第三章 貿易

香

港

三三、六二一、九七八

一、二九四、七四九

一九八

一、日本對蘭領東印度貿易表

品目	年次	明治四十四年度		大正元年度		大正二年度		大正三年度	
		輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
日本への輸出額		一五、四五九、三〇三		一九、〇六三、一九一		三三、三八九、二五七		二二、〇二四、九四一	
蘭領への輸入額		三、七二四、一七		四、三三三、三八九		五、一四八、六八六		五、四七九、二八五	
輸出超過額		一一、七八五、一八五		一四、七一九、八〇二		二八、二四〇、五七一		一六、五五五、六五六	
輸入超過額		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一	
輸出超過額		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一	
輸出超過額		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一	
輸出超過額		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一	
輸出超過額		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一	
輸出超過額		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一	
輸出超過額		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一		一九、〇六三、一九一	

一、日本對蘭領東印度重要輸出入品表

品目	年次	明治四十四年度		大正元年度		大正二年度		大正三年度	
		輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
燐寸		五四三、五七一		五九一、九二〇		六四五、二〇三		五一四、六一七	
石炭		四五九、五四〇		五六〇、八四六		六三八、六二〇		一、〇五五、五八七	
洋傘		三四五、六七三		三三四、五〇二		二八九、八二〇		一四五、九四四	
綿メリヤス		二六八、五九一		二九〇、三一九		三三〇、五七一		三九一、六八三	
寒天		二五一、一四二		三〇四、七三三		三五八、八〇三		三四九、一九三	
羽二重		一四一、四〇七		一六一、四〇七		三二七、八七二		二六四、二一九	
硝子類		一三五、二九八		一九〇、三三八		三六六、四〇〇			
輸出超過額		二七、五〇四、二二六		一六、五五五、六五六		一六、三三一、二五九		八、四三七、九八六	
輸入超過額		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九	
輸出超過額		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九	
輸出超過額		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九	
輸出超過額		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九	
輸出超過額		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九	
輸出超過額		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九	
輸出超過額		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九	
輸出超過額		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九	
輸出超過額		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九	
輸出超過額		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九		一六、三三一、二五九	

第六節 貿易表

一九九

第三章 貿易

品目	重要輸入品		
	明治四十四年度	大正元年度	大正二年度
綿 浴 布	九九、五四六	一〇四、一五八	一四九、一七八
綿 フ ラ ン	九九、一八八	九三、六八〇	一三三、六九九
綿 縮	九三、六四三	九〇、八一六	
香水 香油	九三、六七七	九八、九二九	
陶 磁 器	九二、〇三五	八二、九八八	一〇四、八〇〇
ラ ン プ 類	六九、八〇五	六二、六一八	一二四、九二三
漆 器	四六、二七二	三五、六五六	四八、八〇〇
掛 時計	三七、六九五	五〇、九一四	四八、四二五
花 時 計	三三、四八七	四九、五九四	六六、四〇〇
綿 肌 衣 類	二九、六七四	六五、三四五	七七、六〇〇
自 働 車	五九、〇〇〇	六〇、八〇〇	七六、〇〇〇
自 働 車 タイヤ	六二、〇〇〇	五、六〇〇	一八九、六〇〇
乾 鹽 魚	六〇、〇〇〇	六八、〇〇〇	一一五、二〇〇

(小間物類ハ之ヲ除ク)

b 重要輸入品

品目	重要輸入品		
	明治四十四年度	大正元年度	大正二年度
砂 糖	八、七六九、四一四	一四、〇〇一、〇八八	三二、三八一、四五二

一、日本對瓜哇貿易表 (大正二年度)

品目	單位	總輸入高	内日本ヨリノ輸入高
石 油		三、三六一、四四五	二、二五五、四九八
揮 發 油		五二六、六七七	
パラフィンワックス		九、七八八	
生 綿 及 繰 綿		二二二、五三四	
貝 殼		三〇三、九三六	二〇七、〇七六
藥 材		二二九、三四三	
生 護 謨		一四六、三四二	
コ プ ラ ン		二、〇六六	
黒 檀		二四、〇〇〇	
龍 甲		一五四、〇〇〇	
タビオカ粉		一一二、八〇〇	

a 重要輸入品

品目	單位	總輸入高	内日本ヨリノ輸入高
粗 製 陶 器	盾	六六六、〇〇〇	六〇、〇〇〇
磁 器	同	七九六、二八三	三一、一七一

第六節 貿易表

第三章 貿易

品名	單位	總輸出高	内日本へノ輸出高
綿子及硝子器	同	一、三七〇、〇〇〇	四五、〇〇〇
大豆	同	一、二八七、〇〇〇	二五四、〇〇〇
衣服類	盾	四八、五七八、〇〇〇	一四一、〇〇〇
石炭	盾	四、〇四六、〇〇〇	三八五、〇〇〇
銅版	基	三八六、二九一、〇〇〇	六〇、九九〇、〇〇〇
硫酸	同	五、一一六、〇〇〇	三三、二二三
貝鈕	同	三七九、〇〇〇	一九、〇〇〇
硝子鈕	同	一五八、二三九	一二三、三六八
硝子製珊瑚品	同	五七、五九〇	—
硝子製珊瑚類	同	五二九、四九四	一一、一八〇
小問物類	同	七二、一四六	一三、五九八
掛ランプ(硝子傘付)	同	三七九、〇〇〇	二三五、〇〇〇
壁ランプ	同	一六、〇二七	二、三四三
ランプ	同	二五四、三八九	三、八八九
襪	同	五七〇、八一七	四二六、〇〇〇
晒布	同	五〇、五二九	二五、六〇〇
晒布	同	三二、三九二、〇〇〇	一五、〇〇〇

b 重要輸出品

品名	單位	總輸出高	内日本へノ輸出高
流行小問物	同	一、八八八、〇〇〇	二〇二、〇〇〇
紙	同	二、四六七、四四五	三三、九一二
茶	同	三、〇三七、〇〇〇	二一九、〇〇〇
臘(動物性)	同	一九三、一八一	三九、五五二
大蠟	枚	六〇、三七四	一〇、二七五
乾蠟	基	三四、六四六	八〇
カシヤフイスチユフ	同	二一、六八七	—
綿	同	三四二、〇〇〇	四〇、〇〇〇
實綿	同	一、六七三、〇〇〇	三〇九、〇〇〇
規尼	同	七三、四八〇	四七九八
精糖	同	一、二二七、六二八、〇〇〇	四〇五、〇一二、〇〇〇
粗糖	同	三八、九四八、〇〇〇	五、八〇三、〇〇〇
タビオカ粉	同	五三、二二四、〇〇〇	一、二八三、〇〇〇
綿	同	三一九、〇〇〇	—

第六節 貿易表

第三章 貿易

一、日本對瓜哇貿易表 (大正三年度)

品目	單位	輸入總數	内日本ヨリノ輸入額
粗製陶器	盾	五〇四、〇〇〇	四三、〇〇〇
磁製茶碗茶皿	打	一四四、〇〇〇	一、〇二七
其他の磁器	盾	四五九、六五九	四三、二八九
鉄力細工	同	二一、九七六	二、四二五
セメント	樽	五〇二、二八六	三一、三五六
綿子及硝子器	同	一、四一三、〇〇〇	八三、〇〇〇
大豆	基	一、〇七三、〇〇〇	一三四、〇〇〇
衣服	盾	四七、六六四、〇〇〇	二、五五一、〇〇〇
石炭	基	二、七一九、〇〇〇	四〇二、〇〇〇
紅銅	同	三一六、七一八、〇〇〇	—
セルロイド製腕輪	盾	四八一、一四八	二一、八四三
貝類	盾	二六、六七八	八一〇
硝子製珊瑚	盾	一一八、一八四	一〇〇、二三三

a 重要輸入品

品目	單位	輸出總額	内日本ヘノ輸出額
硝子製珊瑚	盾	五三、七九八	一〇、八八三
小間物類	同	三、〇四七、〇〇〇	二一、〇〇〇
燐寸	クロス	二六、九八三、〇〇〇	一九、二三四、〇〇〇
酒綿布	盾	三一、四一五、〇〇〇	—
鏡水	本	一、二八七、五〇〇	五〇、六〇〇
傘付掛ランプ	打	二八、〇二〇	二、五四五
其他のランプ	盾	五七六、六九二	一一、八〇四
ランブホヤ	打	八三九、九七〇	六九〇、六七八

b 重要輸出品

品目	單位	輸出總額	内日本ヘノ輸出額
パラフィン	基	一、七七一、〇〇〇	二六七、〇〇〇
大蠟	枚	五三、四八一	三、五〇〇
規尼	基	五五、三六一	—
椰子油	リトル	一、二九九、二九七	一一、一一七
タバコ	基	四八、五四八、〇〇〇	二三三、〇〇〇
シザル	同	一三、三〇四、〇〇〇	—

第六節 貿易表



第三章 貿易

カボツク種子	同	六、〇九八、〇〇〇		三二、〇〇〇
シヤラク種子	同	一、五三三、〇〇〇		
實	同	五一五、〇〇〇		
シトネラ油	同	一三六、六五四		
精糖	同	一二五、〇四七、〇〇〇	九八、二七〇、〇〇〇	
粗糖	同	四〇、四三五、〇〇〇	二八、一五一、〇〇〇	
綿	同	八四、〇〇〇	三七、〇〇〇	
計				二〇六

第四章 本邦輸出品

第一節 南洋方面に於ける鹹魚並に

鹽乾魚の需要に就て

一、蘭領東印度水産貿易額

年次	輸入	輸出	計
明治四拾四年度	一〇、一二五、〇三三	五、四七二、一五八	一五、五九六、一九一

一、日本對蘭領東印度水産貿易額

年次	輸入	輸出	計
大正元年度	三〇九、〇一三	三六九、二〇七	六七八、二二〇

一、鹽乾魚輸入額 (大正二年度)

瓜哇島へ	七、九一七、〇〇〇
外部領地へ	一、二七二、〇〇〇
合計	九、一八九、〇〇〇

第一節 南洋方面に於ける鹹魚並に鹽乾魚の需要に就て

二〇七

第四章 本邦輸出品

一、日本よりの輸入額 (大正二年度)

一四四、〇〇〇圓

鹽 乾 魚

一、南洋各地方に於ける一ヶ年の漁獲高大略左の如し

年 次	地名	價 格
明治四十四年度	新嘉坡	一、三五一、〇〇〇圓
同	彼 南	一、八〇〇、〇〇〇
同	安 南	一、六〇〇、〇〇〇
同	暹 羅	七、五〇〇、〇〇〇

蘭領東印度諸島に於ける土人の漁業は新嘉坡の南方北緯一度十五分より同〇度三十分の間に基布せる(リオ)群島を除きては一般に幼稚にして其の漁獲方法は普通土語にて「グレンタン」又は「チヨロ」と稱する不完全なる建網或は一本釣(但し「トミニ」灣及「カムラン」灣附近の漁民は流網を使用す迷信上綱目は四百四つを使用す)に依るものにして僅かに生魚を海岸附近の都市に於ける一部の住民に供給するに過ぎざれば一ヶ年間に於ける漁獲高も

亦頗る僅少なり。

米飯魚肉野菜は各地を通して多く之を栽培せざるを以て魚類は日常の副食物中重要なるものとすは南洋土人の常食にして之れが需要多きは勿論なるも漁撈の發達せざると氷及鹽の直段高價にして運搬販賣の機關缺乏せる爲め生魚の運搬自由ならざるとに依り内地に於ける土人は勢ひ乾魚に満足せざる可からず斯る状態に在るは恰も我邦に於ける東北民の鹹魚に對すると同一にして蘭領東印度殊に人口參千萬を有する瓜哇内地に於ける鹽乾魚の需要盛なるは實に豫想外なれども上述の理由と蘭政府が漁業の獎勵に力を致さざるとに依り其が供給を海外に仰がざる可からざるは自然の趨勢にして現今に於ける輸入の大部分は暹羅安南及彼南附近産にして其種類も亦頗る多く小は二三寸位のものより大は尺餘に及ぶもの其他或種のものにありては内地の肥料にも及ばざる程度のものすら市場に販賣せられつゝあるを見るも如何に土人及支那人の嗜好に適するか

第一節 南洋方面に於ける鹹魚並に鹽乾魚の需要に就て

を察知し得べし然れども其の特徴とも謂ふ可きは肉質硬く乾燥の度良好なる事にして一般に形の大小或は無頭無骨の如何に不拘尤も地方によりては多少嗜好を異にすれども鹽加減及び乾燥充分にして着荷後少くとも一二月間の保存に堪ふるもの最も高價にして普通南洋の中心市場たる新嘉坡にて最低一擔八弗より最高拾五六弗平均相場拾弗乃至拾一弗位にして瓜哇に於ける相場は最低八九盾より最高二十四五盾平均十二盾乃至十五盾の處なりとす。

將來開き鹽魚又は素乾魚を瓜哇内地に輸入せんとするには魚の種類奈何に不拘其の大き三四寸より七八寸以内にして乾燥充分なるもの最も賣行よく品質の如何よりも寧ろ價格の廉なるものを選ばざる可からず然るに新嘉坡向のものは品質を精選するを要し送荷以前に於て充分乾燥せしめ三月以後の乾燥期間内に着荷せしむる如く發送する時は濕氣を吸収して品質を損する事も亦比較的少なく且つ其の需要は米の收穫時期に關係

すること大なれば此の時期を以て最も適當とするものゝ如し。

一、鹽鮭鱈鹽鯨の需要に就て

鹽鮭鱈の如き鹽藏物の蘭領内に於ける需要は極めて少く近年一二試賣せしものありたるも輸入に多くの日數を要するを以て着荷當時既に腐敗に傾きたるもの多く且つ鹽藏ものは、

- (一) 濕氣多き南洋方面にありては殊の外傷み易くして外觀を損ずる事。
- (二) 土人の喰ひ慣れざる事。
- (三) 魚形大にして小賣に不便なる爲め取扱を厭忌する事並に目下土人の經濟状態にては一時に三四十仙近きを投するを好まず其日に要するものを市場に求めんとする等

の原因により全然失敗に歸したる由にて余等視察の結果より見るも賣込頗る困難なるものゝ如く寧ろ種類の如何を問はず嗜好に適する鹽乾魚の賣擴めに努力するの優れるを覺ゆ。

但し新嘉坡にありては將來馬來半島内地に於ける護謨及椰子園の開拓せらるゝと内地労働者の數増加するに従ひ自然之等の需要を見るに至るべく而して後漸次土人及支那労働者間の嗜好を喚起し遂に多少の輸入を見るに至らん。

要するに鹽鱈の需要は支那人の嗜好を喚起するに従て爾後益々支那内地に於ける需要を増加すべく鹽鱈は亞米利加産のもの漁獲後漁期十、十一月直ちに輸送し來る爲め、毛色頗る美麗なると支那内地に於ける賣出期節に相適するを以て現今の状態にありては到底樺太産の競争し得らるゝ所に非ず、殊に鹽鱈は支那沿岸地方に於ける(チーニ)と稱する魚漁獲期東北風吹く十一、十二月頃の時化の爲め全く不漁に終りたる場合に其代用品として同沿岸地方に需要せらるゝものにして相場の變動も亦甚しきものなれば我邦漁業家は將來鹽鱈を支那内地に仕向け南洋向としては鹽乾魚を選ぶを適當なりとす。

## 一、鹽乾魚の製造方法

暹羅方面より瓜哇内地に輸入する乾魚は一般に乾燥良好なる爲め外觀の如何に不拘數ヶ月間の保存に堪ふるもの多く價格亦廉なる爲め支那商の最も歡迎する所なり、將來南洋方面に同品の販路を擴張せんとする者は先づ暹羅産の製法に就き大に研究を要する所なるが今左に馬來半島に於ける鹽乾魚の製法を述べて参考に資せん。

魚の大小により丸の儘或は頭部を去り或は開き床下に設けられたる方四尺位の木槽に立沙漬となし是れに石の錘を掛け數日を経たる後ち篋を敷きたる上に日乾となしたるものにして、暹羅及安南方面に於ける製法は普通開きたるものに薄鹽を施したる後一日若くは二日間日干するのみなりと謂ふも乾燥充分にして製品頗る良好なる點より見れば將來南洋方面に輸出を試みんと欲する者の蓋し大に研究すべき價值あるものゝ如し。

蘭領内に於ける土人の燻製は鱈、鯉、鯖等にして大なるものは壹尾を縦に

小なるものは數尾を横に簾又は竹にて挟みたるを焼き然る後燻したるものにして約一週間の保存に堪ゆるのみなれば遠隔せる地方に移出する事能はず故に魚類豊富なる「トミニ」灣及「マカッサ」海峽附近の住民に依りて製せらるゝのみ。

一、鹽乾魚土人の食用方法

食法は頗る簡單にして普通椰子油にて揚げ之れに胡椒唐辛の如き刺激性香料を加へて用ふるか又は之を焼き或は肉を崩して液汁となして食す。

一、取引に對する注意事項

一、荷造

南洋方面は濕氣多く荷造不完全にして魚類の乾燥不充分なる時は送荷の途中に於て濕氣を吸収し品質を損する事は暫々經驗する所なれば各種の方法に依り濕氣を防ぐに留意せざる可からず普通荷造は竹籠又は長さ四尺幅二尺八寸深さ三尺の木箱濕氣を防ぐ爲め長く乾きたる板を選むことに詰め嚴重に鐵帶を施し場合に依りては更に其上を「アンペラ」にて包み籠に二ヶ所の麻を掛け嚴重に緊縛せるものあれども日本内地より送荷する場合は普通一擔乃至二擔入の木箱詰と

なすを運搬に便とし問屋も亦箱詰を希望し箱の表面に日本文字を記載するは一般に歡迎せられず。

二、送荷

試賣は一時に多數を要せず十擔乃至二三十擔を連続して送るを可とす單に一二回の試賣のみにては容易に將來を推測すること難し。送荷前必ず充分乾燥して詰込むを要す。

一、關稅

- 一、新嘉坡(自由港) 無 稅
- 一、蘭領東印度(蘭領外より來るものゝ輸入稅)
  - 頭付鹽乾魚 百基瓦に付 二盾
  - 無頭鹽乾魚 同 三盾乃至三盾六十仙

一、新嘉坡に於ける取引事情

- 一、委託口錢 二分
- 五分(着荷後の全責任を負ふ)
- 二、運賃及諸掛り
- 船側より解卸賃 一噸 十五仙

第一節 南洋方面に於ける鹹魚並に鹽乾魚の需要に就て

第四章 本邦輸出品

二一六

解 貨	同	三十五仙乃至四十仙
解より陸上貨	同	三十仙
棧橋上げの場合	一噸	三十五仙
棧 橋 料	同	三十仙
陸 上 費	同	三十仙
倉 庫 料	同	三十仙
倉入れの日より一週間は	無料	
魚の場合一週間又は以内	一噸	十八仙
倉入倉出賃	同	五十仙
新嘉坡着後の諸掛りは海産物一噸に付一弗五十仙と見て大過なし。		
三、商品の賣買		
二ヶ月の延取引を常例とす。		
四、荷 爲 替		
普通七掛又は八掛とす然れども支那人の海産商は一般に荷爲替を好まず荷爲替を附する場合は爲替日歩通例年六歩乃至八歩の割なり。		
海産物取引の爲替は主として臺灣銀行にて取組み居れり。		
五指 値		

新嘉坡沖渡日本錢幾何とすること。

荷主は積込費と海上保険料とを計上し荷受人は棧橋料(倉庫料)牛車賃及苦力賃を計上す。

一、神戸港より各港に至る海産物運賃表 (南洋郵船組表に依る)

海産物一擔に付	七〇錢
新嘉坡へ	八五錢
瓜哇各港へ	

第二節 南洋方面に於ける鮭鱈罐詰の

需要に就て

自由港たる新嘉坡に於ける鮭鱈罐詰の輸入額(四拾萬弗位)は之を窺知するに苦しむも(南洋方面に於ても亦食料品項目中に加ふるを以て其の輸入額を知り難し)其大部分は北米より輸入するものにして近年我國よりの輸入も漸次増加するに至れり同方面に於ける鮭鱈罐詰は大體に於て歐洲人向き及東洋人向きに區別せられ歐洲人向きは價格高く且つ其賣行少數なる

第二節 南洋方面に於ける鮭鱈罐詰の需要に就て

二二七

が故に茲に記述せざるも將來販路を擴張すべき餘地あるものは東洋人向きにして品質の精選よりは價格の廉なるもの平罐よりは寧ろ立罐(大罐よりは小罐となし以下記する所の條項に留意して試賣をなさんには賣込み比較的困難ならざるべく、土人は概して商標を信用するの風あるを以て罐詰類の如き一度賣擴めたる後は永く聲價を保ち得べく新嘉坡市場に於て最も賣行良きは(エ、クロイコンバニー)發賣の(アヤムブランド)(雞印)にして之れに次ぐものは(ゴールドンキングサーモン)なり。

上述の如く當方面に於ける鮭罐詰の大部分は北米より輸入せらるゝものにして十一月以後に入り北米品の出廻り期節に至れば一時下落するを常とするを以て北米新物入荷十一月、十二月頃以前(例年八月九月頃は前年の製品は減少す)に於て我邦新物の輸入をなすを要する事言を俟たず。

一、罐詰の製造法并に取引に就て注意すべき事項

a、鋳力板は厚きを要す從來のものは外國製に比し薄きが故に變狀を來し

甚しきものは新嘉坡着當時に於て既に一箱中の過半腐敗せるものありしと謂ふ。

b、品質よりも寧ろ量を多くし可成内容を充實せしむるを可とす。

c、商標は需要者の嗜好を誘致する一つの手段なるに本邦品は總て光澤少なき傾きあるが故に可成光澤を有するものにして色彩の濃厚なる意匠の商標紙を用ゆるを可とし、日本製と記載するは一般支那卸商間に歡迎せられざれば露領沿岸州製又は「サガレン」製の如き文字を用ひて産地を表示するを可とす、商標の一侧に内容品を示す爲め鮭内片の圖を畫き一見其の内容の何物たるかを了解し易からしむる事も亦土人向きとして肝要なり。

d、指値は C.I.F. 新嘉坡沖渡日本錢幾何となす事。

e、見本は期節前可成速に送附し同時に指値を通知し期節には既に送附せし見本により直に取引し得らるゝ如くなすを可とす。

第二節 南洋方面に於ける鮭罐詰の需要に就て

f、立罐と平罐とを比較するに立罐は製造上甚だ經濟なれども魚肉を詰込むに不熟練の爲め手数を要し且つ薄腹の如き部分を詰むるが故に内地市場にありては一函に付五拾錢乃至七拾錢方平罐よりも安値なるも南洋方面に在りては全く正反對にして平罐の需要は極めて少なく殆んど全部立罐のみにて強て平罐を賣らんとせば立罐に比して一函に付貳拾仙位低廉なるも進むて取引を希望する者少きが故に南洋方面に於ける東洋人向のものは必ず立罐(立罐ならざる可からざる理由は他なし單に從來の習慣に據るのみ)を選ばざる可からず。

一各地に於ける鮭罐詰値段

新嘉坡に於ける相場

- (一)封入立罐) 四打入一箱(紅鮭) 十二弗
- 五弗乃至七弗(普通六弗内外)
- 瓜哇、スマラン)市に於ける相場
- (一)封入立罐) 四打入一箱 十四五盾
- (小賣相場一罐四十仙)

セレベス島、メナード)港に於ける相場

- (一)封入立罐) 四打入一箱 十五盾
- (小賣相場一罐四十仙)
- ボルネオ島、バンシヤルマシ)市に於ける相場
- (一)封入立罐) 四打入一箱 十五盾
- (小賣相場一罐六十仙)

函館に於ける相場 (大正三年度)

カムサツカ産	白鮭	四打入一箱(一)封入平罐)	六圓五十錢
紅鮭	同	同	九圓
太産	同	同	五圓五十錢
根室産	同	同	五圓五十錢
同	同	同	五圓五十錢

備考 横濱本船積六圓なる時運賃保険料及陸上費等を計算する時は六圓三十錢に相當す

一土人の製する鹽乾魚及素乾

鹽乾魚を製造するに鹽專賣施行地方に在りては用鹽頗る高價なるを以て到底使用し得べきに非ず然れば土人は海岸に穴を堀りて海水を汲み入れ天日にて蒸發せしめ鹽分濃厚となりたる時之れに魚を漬け然る後日乾となすものにして素乾は二三時間海水に浸したるものを日乾となす

第二節 南洋方面に於ける鮭罐詰の需要に就て



第三節 「セメント」の需要に就て

從來蘭領東印度輸入の「セメント」は主として獨、蘭、白、佛諸國(就中蘭獨製品)より來りたるものなるが大正三年後期に至りては歐洲戰亂の影響を受け其の輸入著しく減少し殆んど荷拂底を告げ「スマトラ」島「バタン」市に於ける「ポララ」セメント會社(生産力一ヶ年十八萬樽)が善良なる産品を供給すと雖も到底當領に於ける多大なる需要を充すに足らざる状況なりしかば、從來獨逸製品には及ばざるも品質佳良にして價格亦高からざる日本製「セメント」の需要を喚起し漸次輸入の増加を見るに至りたれども近時海運界空前の好況と船腹不足の爲め各地商人より續々大なる注文あるに不拘輸入引受頗る困難なるものゝ如く、余等新嘉坡滞在中に於ても契約期日迄に到底輸入する事能はず遂に破約せし由を屢々耳にせり、思ふに日本製同品の輸入は戰時中のみならず寧ろ將來益々需要を増加するに至る可く

從來は主として瓜哇諸港「スマトラ」島の「サバン」「バンクローレン」二港及「ボルネオ」島の「バリック」ババンに輸入せられたるもの多額を占めたるも近時蘭政府は「セレベス」島「マカッサ」港の築港(第一期)に着手せるが爲めに同方面に於ける需要頓に増加し現今諸工事の起るに従つて其の輸入を我が國に仰ぐの状態にあるものゝ如く、「メナド」港方面に於ける需要は未だ多數ならずと雖も運賃の關係より帆船を以て直接我が國より輸出せば將來益々需要の増加を見るに至らん、海防よりも品質佳良の「セメント」を輸入し得るも其數量制限ありて到底當地方の需要を充たす事能はずと謂ふ。

一、明治四十四年蘭領諸島へ輸入高

瓜哇へ輸入				
パタビヤ	一三六、二七三樽			
マラヤ	六九、二一六			
スマタラ	一三八、一九八			
マカッサ	一〇、〇〇〇			
トータル	一、〇〇一、八七〇樽			

第三節 「セメント」の需要に就て

第四章 本邦輸出品

外部諸島へ輸入

四九三、一八五盾

二三四

一、大正二年度蘭領東印度への輸入總高

數量 七七六、二六七樽  
 價 格 三八八、三三五盾  
 (政府輸入の分を除く)  
 (公定評價一樽五盾)

内 譯

瓜 哇

五九八、一五六樽

外 領

一七八、一一一樽

瓜 哇 輸 入 中

三二三、三九七樽

和 蘭 本 國 以 外

一六二、〇八九

獨 逸 以 外

八三、二二二

英 國 以 外

二五、一八二

獨 逸 以 外

五五、四七八樽

和 蘭 以 外

四九、九二六

新 嘉 坡 以 外

三三、九八三

外 領 輸 入 中

一六、一二六

一、大正三年度瓜哇への輸入高

價 格 二五二、四三〇盾  
 數 量 五〇二、二八六樽

一、大正三年度日本より瓜哇への輸入額

價 格 一五六、七八〇盾  
 數 量 三一、三五六樽

重に淺野及小野田セメント會社製龍印外に櫻印セメントにて同品は官私試験所の検査の結果其品質官用品たる要件に合格せり

一、大正二年度「セレベス」島への輸入高(タルナテ、アンボン理事管内への輸入は小數なるを以て除く)

セレベス知事管内	數量	價 格	メナド理事官管内	數量	價 格
	七、四三二樽	四〇、八六九盾		二、六五六樽	二〇、一〇八盾
合 計		一〇、〇八七樽		六〇、九七七盾	

「セレベス」島「マカツサ」港に於ける獨逸製セメント「戦前の値段は一樽五盾位にして現今同島「メナド」港に於ける日本製同品は七盾内外なるが今大

第三節 「セメント」の需要に就て

二二五

第四章 本邦輸出品

正二年度に於ける平均相場を算出するに「マカツサ」港にて五盾四十五仙「メナド」港にて七盾五十仙なり

神戸より新嘉坡及瓜哇各港に至る南洋郵船會社の運賃左の如し

セメント一樽(四百封度入)

新嘉坡 一、〇〇〇 瓜哇各港 一、二二五

瓜哇方面に於ける價格は從來一樽五、六盾にて賣行さしもの現今八九盾を唱へ居れり

一、本邦に於ける相場

三八〇ポンド入一樽

二五、〇〇乃至三〇、〇〇

最近瓜哇へ輸入せし「セメント」の數量及國別左の如し

國名	數量	
	大正三年度	大正四年度
和蘭	三一、二二一樽	二九三、〇九六樽
獨逸	六五、九四七	七、六六三
白耳義	四〇、一九三	六一五

日吉	英領印度	佛領支那	新嘉坡	香港	丁抹	佛蘭	比律	支那	其他	計
三三、三五六	二二、八六〇	二〇、五〇〇	二、五一七	二、〇六〇	二、〇〇〇	一、〇二四	一、〇〇〇	五五五	二二三	五〇二、二五六
一一三、二〇七	八、一七四	五六、一一〇	二〇三	二、二二四	四〇	三、一五〇	七二三	五〇三、一九五		

(パタピヤ領事館報告に依る)

第四節 蘭領東印度に於ける鹽の需用に就て

蘭領東印度に於ては鹽專賣施行地と然らざる地とあり其施行地左記の  
 第四節 蘭領東印度に於ける鹽の需要に就て

如くにして其内一二の除外例あり。

- a 瓜哇及「マヅラ」
- b 「スマトラ」西海岸
- c 「ベンクイレン」「ランボン」「バレンバン」「オアスト」「スマトラ」西海岸「バンカ」
- 「オンドルホリグヘデン」「ボルネオ」西部「ボルネオ」南部
- d 「ピリトン」副理事管區

蘭領東印度に於ける製鹽地は「マヅラ」島「スメネズ」「バメカサン」「サンバンの三ヶ所」を主とし瓜哇北海岸「スマラン」州「グロボガン」「スマトラ」島東海岸及「セレベス」島「マカツサイ」港附近「ボルネオ」島の一部に産し專賣施行地にては之れを政府にて買上げ其他の地方土會に屬するものは製鹽の全部を自由に賣買しつゝあり政府は「マヅラ」島に於て土人をして製鹽せしめ之れを諸島に送りて販賣す最も瓜哇の一部には天然に噴出する鹽井を有する地方二三ヶ所あり是等の地方にては其地方住民に限り其使用區域を限定し之を

汲取り製鹽を許すも其分量大ならず製鹽業は強制労働法に依らざるも尙瓜哇の一部に行はるゝ珈琲栽培業の如く「マヅラ」人は頗る低廉なる賃銀を以て製鹽上納の義務を負ひ且つ秤量頗る粗雑なるを以て時に倉庫在荷高實際の買入高に超過するが如き奇觀を呈し又是れと反對に販賣地の倉庫に於ては散溢せる落鹽の爲め一定の相場を均一に強制し得ざるの弊あるを以て數年前より官鹽の生産地たる「マヅラ」島に於ては官鹽を壓搾して固形となし輸送の便と散溢量の遞減とを計れり

「マヅラ」島産天日鹽は滿州産の天日鹽に類し品質粗惡にして歐洲人の食卓用に供する事能はざるを以て食鹽は外國鹽の輸入を許すも官鹽との權衡を保つが爲め輸入税の外に消費税をも附加し其附加率は地方により多少の差あり

一、鹽の輸入税

a、食

鹽

單位 税率  
百基瓦 十二盾

第四節 蘭領東印度に於ける鹽の需要に就て

第四章 本邦輸出品

b. 食鹽外の鹽

一、スマトラ島西部タヌマリー州の一部のみ適用	同	十盾
一、スマトラ島東部沿岸一帯に適用但し沿岸漁業地に於て小海老貯蔵用は無税とす	同	十盾
一、其他の地方	同	六盾五十仙
一、工業用(パタビヤ、チエリホン、テガル、ペカロンガン、スマラン、スラバヤ、チラチヤブ、パダン、パレンバン、ペラワンデイ、バンカラン、セボガ、メナド、コロンダロ)港に限り輸入を許す	同	二盾

前記鹽專賣施行地に於ける拂下價格左の如し

散	鹽	一擔	五四三十七錢
固	鹽(煉瓦形に固めたるも一個の重量一磅)	同	六圓四十錢
一、マヅラ島に於ける政府製鹽高			
明治四十四年度			一、九七四七八〇擔
大正元年度			二、九二二、五四〇
大正二年度			三、九四五、九九〇
大正三年度			三、四二三、七八〇

一官鹽賣上高及其數量

年次	官鹽賣上數量		賣上金高
	瓜哇及マヅラ島	外領	
明治四十四年度	一、四七八、四一九擔	二八〇、二〇〇擔	瓜哇、マヅラ島及外領
大正元年度	一、四七三、五八三	二六三、五七三	一一、四六九、七三三盾
	一、鹽輸入額 (大正元年度)		一一、三三四、九六八

瓜哇へ輸入せし額 一萬盾  
外部蘭領へ輸入額 百十九萬盾

一、セレベス島、メナド港へ輸入せし鹽の數量 (大正三年度)

マカツサイ港より 一一一、〇五八担  
シンガポールより 四九九、七〇七

「メナド」港に於ける鹽の普通相場は暹羅鹽にて一擔七盾乃至七盾五拾仙位にして(暹羅鹽は結晶大なる爲め土人は使用の際之れを粉となすの不便あるも従來の習慣上と小賣に便なる爲め寧ろ結晶の大なるものを好むもの、如し)大部分新嘉坡より輸入し一部分「マカツサイ」港産のものを輸入す外部蘭領に於ける工業用鹽の需要は極めて尠なく「マカツサイ」港附近に

第四節 蘭領東印度に於ける鹽の需要に就て

於ける食鹽の需要は同地産のものを以て充分なりと雖も魚類の豊富なる「マカッサ」海峽方面の漁業發達するに従て漁業鹽の需要を増加するに至るべく近年「ボルネオ」島に於ける鹽漬漁業發達せし爲め食鹽の需要著しく増加したるに徴するも一般に需要の増加しつゝあるは略ぼ想像するに難からざれば將來帆船による臺灣或は關東州粗製鹽の輸入は最も有望なるものゝ如し。

### 第五節 莫大小製肌衣の需要に就て

蘭領東印度内に輸入せらるゝ本邦莫大小肌衣は殆んど大阪製の品質劣等なるものにして假令高價にして上等の品を輸出するも常に優良なる歐洲品に壓倒せらるゝを以て現今は中流以下の土人支那人向低廉なる商品を入力し以て巧に要需を惹起するに至れり然れども各地方及人種によりて嗜好並に流行を異にせるものにして大略左の如し

#### 一 土人向縞莫大小

縞柄物最も需要多く普通紡績拾六番二子を用ひ生地厚味なるを良とす袖の仕立は總て半袖(土人は比較的腕細長きを以て袖は可成長きを要す)を好み襟は圓領(普通邦人の着用する「シャツ」の如く前胸部を割らず頸部稍々大にして渡頸部に三日月形の生地を縫重ねたるもの)元領(圓領より頸圍稍々狭く縁取を以て伸縮を自由にするもの)及び「マドロス」形(頸部を淺く開けたるもの)の三種あり

#### 一 「スラバヤ」市及東部瓜哇並に「マカッサ」港

鮮明なる横段縞流行す色は黑白二色段、赤白二色段、黒赤二色段の三種最も嗜好に適し一寸段にして圓領仕立のもの多く本邦製品は同地輸入相場一打參盾四五十仙位のもの最も賣行きよきも將來土人の購買力の向上と共に七盾内外のもの需要せらるゝに至らん

#### 一 「パタピヤ」「チエリボン」及「スマラン」方面

### 第五節 莫大小製肌衣の需要に就て

第四章 本邦輸出品

二三四

各種小綿及豆格子織の複雑なる色柄を好み色の流行は赤、青、竹、紺、青、紫、縞、花紺、海老茶等にて元領仕立一打相場二盾乃至參盾五十仙のもの賣行よし

一、無地莫大小

土人の嗜好は殆んど縞物なれども無地物の需要も亦尠からず之れを白無地及瓦斯無地の二種に別つ瓦斯無地は漂白せざる生成の生地にて製したるものにして仕立は長袖、半胸割、釦付にして卸値段二盾五十仙位の品多く現今歐洲戰亂の爲め歐洲製品の輸入頗る減少せし爲め白無地一打相場五盾乃至六盾本邦製品の需要増加せる由なり

一、支那人向莫大小

支那人向として需要せらるゝは白及瓦斯の無地物にして三十番、四十番等の細手綿糸を以て製し手觸り良さを好む仕立は總て長袖さしる半胸割にして腋下に「マチ」を附せざるもの（「マチ」付のものは縫目より綻び易き缺點あり）

神 戸 渡 一 打

四圓乃至四圓五拾錢

抑々本邦製莫大小の賣行盛なる所以は主として其の價格低廉なる爲め下級土民の購買力に適應せるに由るものにして本邦製品の缺點とすべき個所は洗濯毎に變色及褪色し易く且つ漂白の戻りを生じ易きと其他吋の不足（瓜哇向莫大小は三十吋乃至三十四吋、メナド地方に在りては二十八吋乃至三十二吋を普通とす）縫目の綻び易く釦の脆弱なること並に製品不統一（即ち仕立整はず品質區々にして毎打の目方に不同あり）等は支那商の最も嫌厭する所なれば當業者は此處に留意して商品の改良を計り以て益々販路の擴張に努めざる可からず

一、荷 造

普通一打の量目三百匁内外にして一箱百打入（三拾貫内外）

一、輸入税

衣 服 類

従價一割二分

第五節 莫大小製肌衣の需要に就て

二三五

#### 第四章 本邦輸出品

二三六

##### 一、神戸より蘭領諸島に至る運賃

雜貨一噸ニ付

八圓

#### 第六節 寒天の需要に就て

寒天(Isinglass 又は Kanten 馬來語 agar-agar)

細寒天(Spenden isinglass 又は Spenden Kanten)

角寒天(Square isinglass 又は Square Kanten)

蘭領内に輸入せらるゝ寒天は全部角寒天にして大正元年度に於て我邦より輸入せし總額約三拾萬圓にして年々瓜哇内地に於ける需要は増加しつつあるものゝ如く邊陲の村落に於ても尙且つ店頭に其の一括を吊しあるの狀況なれば如何に土人の嗜好に適應せるかを窺ふに足る

##### 一、用途

總て土人支那人間の常食に供せられ其の需要の過半は乾燥期中清涼飲

料として用ひらるゝものにして寒天を砂糖水に浮べたるもの或は之に紅を加へて「コップ」内に數段に凝しめたるもの或は之れを氷水中に入れたるもの等至る所の綠陰影清き邊り又は炎威焼くが如き街區の露店に見さるなく路行く土人支那人は常に暑熱を凌ぐ爲め屢々食して涼をとる風習あるは各地同一にして他は「ブリデックゼリ」「ジャム」及菓子類の製造上主として凝結材料として用ひらる。

##### 一、需要期節

本品の賣行最も多き時期は乾燥期就中六、七、八、九の四ヶ月にして上述の如く主として清涼食料に用ひらるゝが故に雨期に於ては賣行き漸次減少し相場亦崩落す(毎年十二月より一、二月の頃は一般商業の不振季節なり)近年賣行の良好なるは七島絲にて結束したるものにして赤紡績絲を以て括りたる信州物の賣行非常に減退し僅かに市場に其の殘影を留むるのみ

##### 一、荷造及相場の建方

#### 第六節 寒天の需要に就て

二三七



第四章 本邦輸出品

二三八

荷造は百個を方形に積みて一把とし兩端を七島絲にて結束し普通三十把(三千個)を以て一捆となし外部を藁蔭を以て包み横に太藁繩を三本縦に二條を以て結束す三千個入一捆の重量正味三十八斤四千本入一捆のもの約四十五斤見當なり

日本に於ける相場の建て方は百斤を以て標準となすも蘭領方面に於ては重量賣買によらずして一把百個入幾何と相場を定む

一、取引事情

支那人の取引は在横濱神戸(廣興昌旗生號等)の買次商の手を経て買入れ代金支拂は一ヶ月<sup>〇</sup>荷爲替附を普通とし瓜哇に於ける取引は重に一ヶ月掛取引なるも別に定まらざるものゝ如し

一、相場

瓜哇に於ける市價

信州物	赤紡績絲 一把(百本)	大正四年	大正三年末
		二、三五—二、四〇	二、一〇

一 等 品	七島繩	同	二、三〇—二、四〇	二、一五
二 等 品	同	同	同	二、一五

「セレベス」島メナド港に於ける市價 (大正四年九月)

一、神戸港ヨリ運賃

品 目	單 位	新嘉坡	瓜哇各港
寒 天	一俵又ハ一捆	二、〇〇	二、五〇
		(タンシヨンプリオク陸揚費一俵七十五仙内外)	

一、輸入税

従 價 税 率 一割二分

但し公定評價に據り課税するものにして大正五年度上半期の公定評價一基瓦に付角寒天二盾二十五仙絲寒天一盾五十仙なり)

一、本邦内地に於ける一般市價左の如し (大正五年度)

大 阪 物	一千本ニ付	拾五圓乃至拾七圓見當
信 州 物	同	拾貳圓乃至拾四圓見當

第六節 寒天の需要に就て

二三九

第四章 本邦輸出品

二四〇

一、本邦より輸出總額

年 度	斤 數	價 格
明治四十四年度	二、〇九一、九六六斤	一、六四二、八五五
大正元年度	二、〇四八、九四一	一、六一七、一三二
大正二年度	二、二七七、七〇二	一、七七三、七三九
大正三年度	二、三二四、五二六	一、八五六、六九五
大正四年度	二、二〇二、六一三	一、七〇六、〇六四
一、神戸港より輸出總額		
大正三年度	一、二八九、二八四	
大正四年度	一、二六三、二五〇	

第五章 金融及交通

第一節 金融機關

蘭領東印度に於ける金融機關は之れを歐洲人及一般住民の金融機關と土民の金融機關とに大別す

一、歐洲人及一般住民の金融機關

蘭領東印度金融機關の中心は瓜哇銀行にして我が日本銀行の如く紙幣發行の特權を有すると共に政府の金庫出納事務を取扱ひ領内に於ける一般金融界を支配するものにして其他の銀行左記の如し

銀行名	本店所在地	島 別	支店又は代理店所在地
瓜哇銀行	バタビヤ	瓜哇	スマラン、スラバヤ、チエリボン
De Javasche Bank.			シヨクシヤカルタ、ソロー、バンドン
			パダン、メダン、タンジヨンプーラ、タンジ
			ヨンバレイ、メンカリス、バレンバン

第一節 金融機關

二四一

第五章 金融及交通

二四二

和蘭貿易銀行 Nederlandsche Handel Maatschappij.	アムステルダム	瓜哇	ホルネオ セレベス	パンジャルマシン、ボンチナ マカッサ、メナド
蘭領印度割引銀行 Nederlandsch-Indische Escompto Maatschappij. (Escompto).	バタビヤ	瓜哇	スマラン、スラバヤ、チエリボン、テガル、 ベカロンガン、ボスルアン、チラチヤ、 バダン、メダン、マレンバン、コタラシヤ パンジャルマシン	
蘭領印度商業銀行 Nederlandsch-Indische Handels bank. (Handel's Bank).	アムステルダム	瓜哇	スマラン、スラバヤ、チエリボン メダン	
殖拓銀行	アムステルダム	瓜哇	マカッサ	
		瓜哇	バタビヤ、チエリボン、テガル、ベカロンガ ン、ボスルアン、プロボリンゴ、チラチヤ ツブ、スラバヤ、スマラン、バンドン メダン、バダン	
		瓜哇	マカッサ	
		瓜哇	バタビヤ、スマラン、スラバヤ	

Colonial Bank.

香港上海銀行 Hongkong and Shanghai Banking Corporation.	瓜哇	バタビヤ、チエリボン、スラバヤ、スマラ ン
渣打銀行 Chartered Bank of India, Australia and China.	瓜哇	バタビヤ、スラバヤ、チエリボン、スマラ ン
	スマトラ	メダン、バダン
	セレベス	マカッサ、メナド
	瓜哇	スラバヤ

臺灣銀行 日本

我國に於ける銀行と取引關係を有するは香港上海銀行及「チャイナード  
バンク」にして和蘭貿易銀行は横濱正金銀行と爲替の交換を爲しつゝあり  
「セレベス島に於ける金融機關

マカッサ、港	メナド、港	ゴロンタロー港
瓜哇銀行支店	瓜哇銀行支店	蘭印割引銀行支店
和蘭貿易銀行支店	蘭印割引銀行支店	
蘭印割引銀行支店	チャイナード銀行支店	
チャイナード銀行支店		

第一節 金融機關

二四三

香港上海銀行支店

マカッサル貯蓄銀行

瓜哇銀行は中央銀行として主に貸出に従事し、和蘭貿易銀行は普通銀行業務に當り「チャータード」銀行及香港上海銀行、蘭印割引銀行支店は爲替機關に當り居れり

一、手形交換所

手形交換所は「パタビヤ」「スマラン」及「スラバヤ」の三市に在り、加入銀行は瓜哇銀行、和蘭貿易銀行、香港上海銀行、渣打銀行、蘭印商業銀行、「エスコムト」銀行の六行にして、取付手形爲替手形及小切手の交換を爲す

一、預金及貸付利率 (大正四年度)

a、預金利率

行名	定期預金			當座預金	貯蓄預金
	一年	六ヶ月	三ヶ月		
瓜哇銀行	三、〇〇	二、五〇	二、〇〇	二、〇〇	
其他銀行	四、〇〇	三、五〇	三、〇〇	二、〇〇	

b、割引及貸付利率 (年利)

行名	最高		最低		平均
	瓜哇銀行	其他銀行	瓜哇銀行	其他銀行	
貯蓄銀行	三、五〇	二、五〇	二、〇〇	二、〇〇	三、〇〇
瓜哇銀行	六、〇〇	八、〇〇	二、五〇	四、〇〇	三、七四
其他銀行					六、〇〇

蘭領東印度に於ける貿易は過去三百年間輸出超過を持續したるにより各地に於ける利率は極めて低く大正二年度瓜哇銀行に於ける公定預金利率は實に三分五厘にして「セレベス」「島」「メナド」港に在りては預金には利息を附せず保護預りを爲すのみなり

一、土民金融機關

始め之れが創設を見たるは千九百年頃にして其の目的とする所は土民間に勤儉貯蓄の美風を涵養せしむると共に兼ねて土人の勸業改良發達せしめんがためにして其の成績良好なりしを以て漸次瓜哇内に於ける重要地に土民専門の金融機關を設立し政府は維持費を補給すると共に經營を

監督するに至れり、而して政府の後援を有する土人の金融機關としては左記諸銀行の設立せられあるも其の利用者は多く歐洲人及支那人にして幼稚なる土人は寧ろ質屋を以て唯一の金融機關となすが故に各地に於ける質屋業者は頗る繁榮を極むるの状況にして、土人は常に支那人及アラブ人に依りて暴利を貪らるゝ事甚しきが故に現今政府は彼等の利益を保護するの目的を以て瓜哇に於ける重要都市中「ソーロー」市を除くの外支那人及其他の私營を禁止し質屋官營となしたる以來一般成績良好なるものゝ如し

a. 村落米穀銀行

米券倉庫制度のものにして農夫は收穫米を貯藏し置き必要に應じて貸付又は賣却す

b. 村落金融銀行

普通十盾以下の小額の資金を細民に融通するものにして其利率は二割

四分乃至四割にして四割のものは毎週又は毎月拂込の法を以て償還す

c. 地方銀行

主として土人の農商及漁業の奨励に用ふるものにして其の利率は普通一割二分乃至一割八分とす

第二節 貨幣及度量衡

一、度量衡 (一般必要なるもののみを擧ぐ)

a. 衡量

Ton(重噸)	16 $\frac{3}{4}$ piculs—2240 pounds—20 hundred weight—112七十貫
Ton(才噸)	四十立方尺七〇二
Coyan(新嘉坡)	2 $\frac{1}{2}$ tons—40 piculs—5,333 $\frac{1}{2}$ lbs.
Cojan(蘭領)	× * * * * 27 piculs=1,667.955 K.G. (米)
	× * * * * 28 piculs=1,852.839 K.G. (米)
	30 piculs=240 Gantang (鹽)

第二節 貨幣及度量衡

Picul(擔)	スマトラ島	十六貫百二十七匁
	瓜哇島	十六貫三百四十匁
	ホルネオセレンス島	十六貫四百〇六匁
	新嘉坡	十六貫百三十三匁
Gantang(カンタン)	100 Katie—133 $\frac{1}{3}$ lbs.—61.76125 K.G.—125 Amat. Pound.	
Katie(カチー)	10 Katie(中部瓜哇)—5 Katie(東部瓜哇)	
Pound(英)	$\frac{1}{100}$ Picul—約百六十匁	
Kilogram	百二十匁九五八	
1000 Kilogram	二百六十六匁六	
一貫匁	約一噸—2,204 lbs.	
	8.75 Kilogram	
	b. 容量	
Liter	五合五勺強	
Hectoliter	五斗五升四合三勺強	
Gantang	8.5766 liters—約四升八匁	
Batavia kan	1.5751 liters	
Batavia ton	0.9283 Hecto liter	

Kojan 32 Pikol = 1,976.36 K.G.

c. 面積

Bouw or Bahoe 約六反六畝二十步(約二千坪)

「カハ」(蘭)

Acre「畝」(英) 四反二十四步強

d. 米量

Pofjong 5 Katie(稻種一束にして瓜哇西部に用ふ)

Itat 6 Katie(瓜哇東部)

一、貨幣

Gilder (盾)「盾」 八十錢六厘

(Perak. or Roepia 土語)

Dollar (弗)「英領海峽殖民地」 一圓十四錢

蘭領東印度の貨幣制度は蘭本國に於けるが如く金貨本位制を維持し蘭金貨十盾を以て本位貨となしあれども(現今貨幣法は一盾を以て單位とす)常に銀行内に貯藏せられて市中には流通せず、銀貨二盾五十仙、一盾、半盾(僞

第二節 貨幣及度量衡

第五章 金融及交通

二五〇

造貨頗る多しの三種は法貨として無制限に流通し瓜哇銀行より發行せる紙幣は是等の銀貨を以て兌換せらるゝが故に紙幣及銀、銅の三貨幣は實際に於ける流行貨にして補助硬貨の種類を擧ぐれば左の如し

銀貨 二盾半	Ringgit
一盾	Gildor, perak.
半盾	Stengah roepia.
四分の一盾(二十五仙)	Kwant, Setali.
十仙	Pitjis Kelip.
ニツケル貨五仙	Lima sen
銅貨 二仙半	Gobang
一仙	Satoo sen
二分の一仙	Stengah sen.

純分比價は

蘭貨 一盾

邦貨八十錢六厘

蘭領東印度に於て本邦へ郵便爲替を取組む場合に在りては蘭領百二十

五盾に對し邦貨百圓の割合にて換算し銀行の爲替を取組む場合に於ては邦貨百圓に對し普通蘭貨百二十三盾五十仙乃至百二十五盾の相場にして時としては百二十六盾に達する事あり

第三節 勞働賃銀 (附雇入規則)

a. 土人勞銀 (一九二二年一九二三年度ニ於ケル平均賃銀)

地名	種別	農園苦力頭	農園苦力	普通苦力	鍛冶及大工
瓜哇	バタビヤ	四三一〇〇	二五〇四〇	二八〇五九	四二二一〇
スマトラ	バダマン	五二二、六二	三五〇、四四	三四〇、五〇	八二二、五二
ボルネオ	西部	八二二、三一	五五〇、八一	五七〇、九三	一〇六一、六九
同	東部	八五一、二六	四五〇、五一	五〇〇、六〇	九六一、四五
セレンベスマ	カッサ	七五	五〇	三六〇、五〇	九七一、四九
同	メナド	六八〇、八二	三一〇、四八	三八〇、五八	一三二一、六六
モロッカス	群島アンボイナ	六六一、七七	四八〇、五四	四〇〇、四七	八四一、〇九

b. 支那人勞銀 (同上)

第三節 勞働賃金

二五一

第五章 金融及交通

二五二

地名	種別	苦力頭	普通苦力	鍛冶及大工
瓜哇	バタビヤ	九五一、二四〇	三五一、八九	六二一、九〇
スマトラ	バダマン	一、〇〇〇	五三、七二	一一〇一、九五
ホルネオ	西部	七七一、五六	四〇一、八〇	一、〇三一、五二
同	東部	一一、二二三、一五	八一、二二四	一、三二二、一三
セレベス	マカッサ	一、五〇一、二五〇	五〇	一、二五二、〇〇
同	メナド	五〇一、八二	四五一、七一	一、二五二、〇〇
モロッカス	群島アンボイナ		五〇	一、三〇一、四五

賃銀は近年一般漸次増加の傾向あれども地方によりては現在に於ても大差なく、土人及支那人間に在りては最低の賃銀を以て雇入るゝ事を得るも外來人にありては比較的高き賃銀を支拂はざる可からず、而して瓜哇にありては人口稠密なるを以て勞力潤澤なるも外領にありては土人甚しく怠惰にして絶對に貯蓄の念なく朝に金錢を得れば夕に消盡する迄は決して働く事なく加ふるに人口稀薄なるが故に一般に勞力を得る事困難なれば是等の地方に於て事業を起さんとする場合に在りては瓜哇或はマカッサ

サイ等の比較的勤勉なる土人又は支那人を契約により移住せしむるの外なく栽培業者は之れが爲めに甚しく不便を感ずると共に勞銀も亦瓜哇に比し多く支拂はざる可からず。

一、労働者雇入規則 (一九二一年第五四〇號)

- 一、目的 外領所在雇主ニシテ苦力規則ニヨラズシテ土着民以外ノ労働者ヲ雇入レントスル時ハ本規則ヲ守ルベキモノトス
- 二、契約 本規則ニ依ル労働契約ハ口頭又ハ文書ニヨルヲ得但シ瓜哇ニ於テ募集スル時ニ限り一定ノ書式ヲ用ユ雇入ハ一定ノ期間ヲ限り滿了後口頭ヲ以テ繼續スルヲ得ベシ雇主ハ労働者名簿ヲ調製シ雇入年月日、期間、賃銀其他ノ事項ヲ登録シ地方官憲又ハ労働監督官ノ閱覽ニ供フ
- 三、雇主ノ義務 雇主ハ確實ニ賃銀ヲ拂渡シ又給金ヨリ差引勘定ヲ要スル場合其高ハ月額ノ四分ノ一ヲ超過スベカラズ雇主ハ又労働者ニ適當ノ住居及醫藥ヲ給シ期限滿了後ハ雇入地へ送還スルノ義務ヲ有ス

第三節 労働賃金

二五三



四罰則 労働者登記簿ノ調製ヲ怠リ官憲ノ檢閲ヲ拒ミ又ハ給金ノ不支拂、  
醫藥ヲ怠リタル時又労働者ニ於テ柔順ヲ缺キ喧嘩騷擾ヲ爲シ其他安寧  
ヲ害スル舉動アルニ於テハ何レモ罰アリ

#### 第四節 海 運

##### 一、沿岸貿易及外國貿易港

蘭領東印度に於ける沿岸貿易は原則として蘭船に非る外國船の之に従  
事する事を許さざるも自由港又は土人自治州の港灣に在りては特に之を  
許す而して外國船の自由に出入し得る港灣左記の如し

a. 自由港

Riouw

b. 普通貿易港

Anjer, Bantam, Batavia, Indramajoe, Cheribon, Tegal, Pakalongan, Semarang,

Djoena, Rembang, Sourabaya, Pasoeroean, Probolinggo, Besoeki, Panoroekan,  
Banjowangi, Tjilatjap, Padang, Priaman, Ajerbangis, Natal, Sibolga, Baroes,  
Benkoelen, Telokbetong, Palembang, Muntok, Tandjoempandan, Pontianak,  
Pembangkat, Sambas, Sinkawang, Bandjermasin, Sampit, Makassar, Djambi,  
Bengkalis, Amboina, Banda, Ternate, Koepang, Ampenan, Laboehanhadjien,  
Pabean, (Boeieleng), Manado, Amoerang, Ratah, Totok, Kwandang en Goron  
talo, Kroe en Oelee, Lheue, Sabang, Sigli, Lho Seunawe, Menlaboh, Tapa,  
Singkel en Sinabang, Meranke, Kota Baroe en Stagen, Tanahkrokot (Pasisir)  
Dobo en Toeal, Langsa, Bena, Tjalang, Idi en Goenoeng Sitori.

c. 土人自治州港灣

Palawan, Siak Sri Indrapoera, Bagan Sis Api Api, Laboehanhilik, Soengai  
Djawi Djawi, Kocalo, Tanjongbalai, Batoeleala (Tajoeng Tiram), Tandjoeng,  
Pagoerawan, Rantanpandjang, Bandarkalipah, Tandjong Briugin, Perbaoenagan,

Laboehandeli (Relawan), Tandjoengpoera, Pankalanbrandan, Poelan Kompei, Tamiang, Rengat, Koela Mandah, Koela Gaoeng, Soengai, Goentoeng, Poelan Kidjang, Priji Radja, Liroeng, Taroena, Oeloe (Sioe), Bolang Mongondon, Balang Oeki, Balang Itang, Bwool, Pableh, Kotaboena, Talibo (Todjo), Paso, Parigi, Oena-Oena, (Menado), Banggai, Pangkalan Boe-oen, Soekamara, Telakai, Balikpapan, Samarinda, Tandjongredeh, Tandjongselor, Laboeha, Faktak, Kokas, Sorong, Manokoeari, Roti, Sawoe, Enda, Waingapoe, Maemere, Larantoeika, Alor, Pare-Pare, Madjene, Pembaoeng, Palima, Paloppo, Kolaka, Kendari, Baoe-Baoe, Bima, Soembawa, Laboehalal.

一 補助航路

沿岸航路 「スーカンौरラ」運輸會社 「パツカラス」「チラチャツ」線  
 「ローヤル」パツケット「會社」沿岸諸線  
 補助航路 「ローヤル」パツケット「會社」瓜哇漳州線  
 外國航路 「瓜哇支那日本線」 「神戸」パタビヤ「線」

一 瓜哇を起點とし又は之に寄港する定期航路

- a. 歐洲航路
- b. 英領印度航路
- c. 濠洲航路
- d. 東洋方面の航路
- e. 南亞弗利加航路

イ、東洋方面の航路に従事するもの左記の如し。

東洋方面航路  
 瓜哇支那及日本間 Java-China-Japanese-Line. (二週一回)  
 瓜哇日本間 Java-Japan-Line. (四週一回)  
 瓜哇盤谷間 Java-Siam-Line. (一月一回)

ロ「ローヤル」パツケット會社沿岸航路概要

Contents.

航路番號	寄港地	定期回数
Service No. 1.	Batavia, Telok-Betong, Sumatra's westcoast, Padang, Acheen, Penang,...	(二週一回)
1a.	Batavia, Oosthaven, Telok-Betong, Merak, Kalianda, Kota-Agoeng,...	(一週一回)
2.	Padang, Sumatra's westcoast, Oele-Lheue, Sabang, Penang,...	(約廿七日一回)

第四節 海運

第五章 金融及交通

二五八

2a.	Java, Padang, Sumatra's westcoast, Acheen, Penang, Singapore, Java.....	(二) 週 1 回)
" 2b.	Penang, Langsa, Idi, Iho-Seunawe, Sigli, Oelè-Lhene.....	(約九日 1 回)
3.	Batavia, Tandjon-Pandan, Riouw, Singapore.....	(1 週 1 回)
4.	Java, Palembang, Djambi.....	(約廿八日 1 回)
Ogan-line.	Palembang-Sekajoe-Latikan-Moeara-Klingi.....	
Service No. 4a.	Batavia, Muntok, Palembang.....	(1 週 1 回)
4b.	Batavia Banka and Singapore Banka.....	(二) 週 1 回)
4c.	Singapore, Palembang.....	(1 週 1 回)
4d.	Singapore, Djambi.....	(1 週 1 回)
4e.	Singapore, Rengat, Indragiri and Reteh rivers.....	(1 週 1 回)
B. W. L.	Batavia, Wijinkoopshay.....	(1 週 1 回)
Service No. 5.	Java, Belawan.....	(二) 週 1 回)
5a.	Java, Singapore, Belawan.....	(1 週 1 回)
" East.	Belawan, Sumatra's eastcoast, Singapore.....	(1 週 1 回)
5b.	Singapore, Selat-Pandjang, Bengkalis, Siak, Pakan, Baroe.....	(1 週 1 回)
5c.	Sabang, Belawan.....	(1 週 1 回)
5d.	Penang, Belawan, Batoe, Bara or Langsa.....	(1 週 1 回)

5f.	Penang, Belawan, Asahan, Penang.....	(1 週 1 回)
6.	Batavia, Pontianak, Batavia, Java-coast, Semarang, Sourabaya, Bandjermasin.....	(二) 週 1 回)
6a.	Singapore, Pontianak.....	(1 週 1 回)
6b.	Singapore, Riouw, Great-Tambelan, Pontianak, Singkawan, Selakan, Pemanakat, Sambas.....	(約十日 1 回)
6c.	Singapore, Riouw, Anambas and Natoena-isl.....	(1 週 1 回)
Combined voyages between Java and Singapore Services Nos. 8, and 8a.	Singapore, Sourabaya, Bandjermasin, Eastcoast Borneo, Donggala, Wain.....	(1 週 1 回)
Negara Line,	Bandjermasin-Poeroek-Tjahoe.	
Service, No. 8b.	Sourabaya, Bawean, Bandjermasin.....	(1 週 1 回)
8c.	Bandjermasin, Borneo's southcoast.....	(約廿八日 1 回)
8d.	Bandjermasin, Poeloë-Laoet, Pasir, Makassar.	
8e.	Makassar, Eastcoast Borneo.....	(1 週 1 回)
8f.	Samarinda, North-eastcoast Borneo.....	(約十日 1 回)
Koetei-Line	Samarinda-Long-Iram.	

第四節 海運

二五九

Service No. 9. Singapore, Java, Makassar, Balikpapan, North-Celebes, Sangir and Taland-isl., Gorontalo, Tomini gulf. .... (二週一回)

' 9a. Makassar, North-Celebes, Ternate. .... (約廿八日一回)

' 9b. Makassar, Westcoast Celebes, Toli-Toli. .... (二週一回)

' 9c. Sourabaya, Makassar. .... (一週一回)

' 10a. Makassar, Eastcoast Celebes, Banggai, Gorontalo. .... (廿八日一回)

' 10b. Makassar, Gulf of Boni. .... (二週一回)

' 11. Java, Small Sunda isl., Timor south west isl. .... (二週一回)

' 11a. Makassar, Small Sunda isl., Timor. .... (廿八日一回)

' 11b. Java, Madoera, Bali, Lombok. .... (一週一回)

' 12. Amboina, Banda-Neira, Kei, Aroe and Tenimber isl., Merank, Makassar, Java, Singapore. .... (廿八日一回)

' 13a. Singapore, Java, Makassar, Amboina, Banda-Neira, Ceram, West-New-Guinea. .... (廿八日一回)

' 13b. Singapore, Java, Makassar, Ambon, Ternate, North-Moluccos, North-New-Guinea. .... (廿八日一回)

— 新嘉坡を根據として各港への連絡航路

a, 新嘉坡—マレンバン線 (毎週一回)

b, 同 — サヤンピ線 (同 )

c, 同 — バカンバルー線 (同 )

d, 同 — マラソンドリー線 (同 )

e, 同 — ホンチヤナ線 (同 )

f, 同 — ホンチヤナ, シンカワン, セラカウ, ママンカツト, サンパス線 (不定)

g, 同 — スラバヤ, バンジャルマシム, 西ホルネオ, ドンガラ線 (毎週一回)

h, 同 — シヤバ, マカツサイ, バリクババン, 北セレベス, サンギール, エロンタ, ロートミニ—海線 (二週一回)

i, 同 — シヤバ, マカツサイ, アンボン, バンダニラ, セラム, 西ニューギニア線 (四週一回)

j, 同 — シヤバ, マカツサイ, アンボン, ダルナテ, 北モロツカス, 北ニューギニア線 (同 )

— マカツサイ港を中心として島内及其附近を巡行する航路

a, マカツサイを起點として、セレベス西海岸を北に、メナドに至る往復線往復行程二十四日

(四週一回)

第四節 海運

第五章 金融及交通

二六二

- b. マカツサーを基點として、セレベス西海岸の中央部に位する「ドンガラ」に至る往復線(往復行程十二日) (二週一回)
- c. マカツサーを基點として、セレベス東海岸を北に「ゴロンタロ」に至る線(往復行程二十二日) (四週一回)
- d. マカツサーを基點として、セレベス南端なる「ホニー」灣を週航する線(往復行程七日) (二週一回)
- e. マカツサーを基點として、ホルネオ東岸なる「ブールンガン」に至る線(往復行程十二日) (四週一回)
- f. マカツサーを基點として、フロレス島を一週する線(行程十八日) (三週一回)
- g. マカツサー「パンツヤルマシ」線 (四週一回)
- h. マカツサー及スラバヤ間直通メーラ線(往復行程六日) (每週一回)

一、日本及蘭領諸島間の連絡航路

a. 瓜哇、支那、日本線

政府指定寄港地は「バタビヤ」「スマラン」「スラバヤ」「香港」「厦門」「上海」及「神戸」にして其他「バンカ」或は「ピリトン」又は「マカツサー」に寄港するの自由を有す。

b. 南洋郵船組

神戸を起點とし基隆、香港より「バタビヤ」「スマラン」「スラバヤ」「マカツサー」「バリクババン」に寄港し香港を徑て歸航す。

c. 大阪商船會社

基隆を基點とし、厦門、仙頭、香港を経て新嘉坡に達し「バタビヤ」「スマラン」「スラバヤ」に至り「マカツサー」及び「ホルネオ」島、「バリクババン」並に「マニラ」に寄港し基隆に歸航す。

一、運賃

日本、香港、上海及南清地方より蘭領東印度諸島に輸入せらるる貨物は夫々直通航路を利用するもの多きも日本より輸入する貨物の大部分は郵船其他歐洲航路又は「孟買」「カルカッタ」航路線に搭載し新嘉坡を経由して接續輸入せらるるもの亦尠からず、是れ運賃に於て大差なきのみならず、到着日數に於ても亦直通航路によるものよりも却て早く直通航路の便尠き外領

第四節 海運

二六三



第五章 金融及交通

雜品	木	糖	硫	コ	瓶	日	麥	自動車其他重量品	喇	發	機	電
	材	糖	黃	ス	類	酒	酒	同	同	同	同	同
	噸	擔	同	同	同	同	重又輕一	同	同	同	同	同
貨目	噸	擔	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
單位	噸	擔	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
重又輕一噸												
香港	五〇〇											
瓜哇各港	九五〇											
自香港至瓜哇各港 (往航)												
自基隆至香港瓜哇 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港												
瓜哇各港												
自香港至瓜哇各港 (往航)												
單位												
重又輕一噸												
香港				</								

第五章 金融及交通

二十四呎以上	二割
三十呎以上	四割
三十六呎以上	七割
四十呎以上	十割
ロ、大貨物	
各容量二噸以上(八十立方呎)	三割
同 三噸以上(百二十立方呎)	六割
同 四噸以上(百六十立方呎)	十割
ハ、重貨物	
各重量一噸以上(二千封度)	五割
同 二噸以上	十割
同 三噸以上	二十割
同 四噸以上	三十割
ニ、重大貨物	
以上重量一噸を増す毎に十割を増加す	

輕噸容積噸數が重噸重量噸數より大なる貨物例へば汽鐵油槽、箱入機械類等の如きに在りては次の方程式にて算出すべし

(重噸×重貨物率)÷(輕噸-重噸×大貨物率)

備考

- 一、船荷證券發行は運賃金三圓以上貴重品に對しては運賃金五圓以上
- 二、重量一噸は二十「ハンドレッド、ウエイト」
- 三、輕量才量一噸は四十立方呎
- 四、一擔は百三十三封三分ノ一

一、自新嘉坡各港運賃表 (日本郵船會社)

至蘭領諸島

地名	種別	單位	一般貨物	硝子類、磁器、茶匣
瓜哇島				
バタビヤ		四十立方呎	一三〇〇	一一〇〇
チエリボン		同	一四〇〇	一三〇〇
ハカロンガン		同	一四〇〇	一三〇〇
テガ		同	一四〇〇	一三〇〇
スマラ		同	一三〇〇	一二〇〇
スラバヤ		同	一三〇〇	一二〇〇
セレベス島				

第四節 海運



第五章 金融及交通

マ	カ	ツ	サ	イ		四十五方呎	一三、〇〇	二七〇
メ	ロ	ン	タ	ロ		同	一四、〇〇	一三、〇〇
ス	マ	ト	ラ	島		同	一四、〇〇	一三、〇〇
バ	ダ	ン				四十立方呎	二一、〇〇	二〇、〇〇
ホ	ル	ネ	オ	島		同	一四、〇〇	一三、〇〇
ホ	ン	チ	ヤ	ナ		同	一六、〇〇	一五、〇〇
パ	ン	ジ	ヤ	ル	マ	同	一六、〇〇	一五、〇〇
パ	リ	ク	バ	バ	ン	同	一六、〇〇	一五、〇〇
サ	マ	リ	ン	ダ		同	一三、五〇	一二、五〇
諸	群	島						
タ	ル	ナ	テ			同	一四、〇〇	一三、〇〇
ア	ン	ホ	イ	ナ		同	一八、〇〇	一七、〇〇
フ		ホ				同	二五、〇〇	二四、〇〇

一、船舶及航海に関する注意事項

A、重要書類 (内地出港前に準備すべきもの)

a、英譯國籍證書

b、發航地若くは其附近にある和蘭領事の證明ある健康證書

c、'Bill of lading'.....和蘭領事の證明を要す

Manifest.....同

Pit certificate.....石炭の炭質及數量を證明するものにして鑛主

に於て作製し三池炭は直に和蘭領事に證明を受け門司炭は石炭商組合の證明を得たる後市役所の奥書を受け而して後和蘭領事の證明を要す

B、瓜哇へ入港手續

a、港外にて水先案内を探ること

b、水先案内より入港届用紙を貰受け之れに記入し港務部長に差出す可し

c、檢疫申告書は港長又は港醫乗船船長の申告を聞取り記入すべし

第四節 海運

d. 船長は港務部に出頭し入港手續をなすべし此の際必要の書類は左の如し

イ、國籍證書 (英譯を必要とす)

ロ、船員名簿 (但し英文に譯したるものにして領事其他日本官憲の相違なきことを證明したるもの必要なり)

ハ、蘭領印度港稅受取證 (若し無ければ稅金を納付して新たに受くるを要す)

ニ、健康證明書 (和蘭領事發行のもの又は其裏書あるもの)

ホ、健康簿及旅客名簿

e. 稅關に提出するを要する書類

イ、積荷目録

ロ、船用品目録 (但し食糧品に重きを置く)

C. 出港手續

a. 水先案内は出帆一日前に船長港務部に出頭依頼し置く可し此際吃水出港時間等を申告すること必要なり

b. 出港に際し受く可き書類

一、國籍證書

一、出港免狀

一、健康簿

一、船用品目録等

c. 港に傳染病ある時は出港に際し本船と陸上との交通なき時期を見計ひ港醫來船し船舶の一部を消毒し之れに對する證明書を本船に交付す此の證明書を所持せずして他港に入港する時は往々面倒を起すことあり

D. 各港に於ける經費其他

a. 港稅

第四節 海運

第五章 金融及交通

二七四

船舶の容積一立方米突に付き蘭貨十六仙にして六ヶ月は蘭領東印度各港に對して有効なり

登簿噸數一噸は二八三立方米突に採算す

出港免狀印紙税は一件につき一盾五十仙なり

b. 水先案内

瓜哇、タンジョンプリオク及「セレベス」島、マカッサ「港」に於ては

一〇〇立方米突以下	無料
一〇〇乃至 五〇〇立方米	二五〇
五〇〇同 一、五〇〇同	五〇〇
一、五〇〇同 二、五〇〇同	一〇〇〇
二、五〇〇同 三、五〇〇同	一五〇〇
以上千立方米突ヲ増ス毎ニ	五〇〇〇

夜間は倍額の料金を要す

c. 埠頭使用料

瓜哇、タンジョンプリオク「港」に於て

船長 二五米突以下	無料
同 二五米突乃至三〇米突	一五〇〇
同 三〇同 四〇同	一七〇〇

「セレベス」島、マカッサ「港」に於て

容積一立方米突に對し一時間一仙の割合にて最小限を十二時間とす即ち十二時間以内の使用に對しても十二時間分の料金を徴す

沿岸積取港に於ては地方官に於て總て港務部及税關の事務を取扱ふ故に碇泊港より六七哩も隔つる所に在る事あり

E. 食料品

沿岸諸港に於ては野菜及魚肉類は毎朝(午後三時頃迄)開市する「バサル」に於て買入るゝことを得

内地發航前に於ては熱帶地方に於て保存し易き食料品を買入れ貯藏するを要す

第四節 海運

二七五

米引割麥、梅干、乾燥野菜類、澤庵、可成鹽強きもの味噌、醬油(唐辛子を入れたるもの)、鹽、酢、雞卵、食鹽又は石灰中に入れ貯藏すべし、馬鈴薯、玉葱、罐詰類(蒲鉾、福神漬、竹の子、ふき等は保存し易し)、其他衰弱者及下痢患者の爲めに「ミルク」肉エツキス、片栗等用意するを可とす

航海中土を盛りたる木製の床を用意すべし、青物の補充として「モヤシ」を作る事も亦必要なり

F. 船内備付藥品

- 一、脚氣症、水腫症に對して(下劑)
- 一、熱病「マラリヤ」の豫防藥
- 一、胃腸病藥
- 一、日射病藥
- 一、清涼止渴劑
- 一、消毒劑、打撲傷藥、毒虫豫防藥其他

一、航海手引

(檜崎猪太郎氏稿に依る)

a 往航

口の津又は門司より Makassar 若くは Soerabaya Tandjoniok に向はんとする船は琉球諸島の間を経て太平洋に出て Mindanao の東南端を廻りて Celebes Sea に至り Makassar 海峡に入るを良とす、距離に於ての損失は順潮により償ひ得て餘りあり、口の津又は門司より香港を経て瓜哇に向はんとする船は五島列島南方の男女島より東引島に至るの針路を航し支那海岸に沿ふて香港に至る可し、香港より Tandjoniok に向はんとする船は支那海岸航路により Maccles Field Parcel Reef の間(北東「モンズーン」の季節には偏西の流潮に注意しつゝ)を航し Riffeman Bank Alexander Bank の中間に出づ、 Great Natuna の東方より South Natuna の西に沿ひ Direction I. に向ひ夫れより Carinata or Gasper 海峡に入り Tandjoniok に至るを順路とす

初航の船長は夜間には「カリマタ」海峡によるを良とす

香港より Makassar or Soerabaya に向はんとする船は Philippine Is. の Sulu Sea より Celebes Sea の航路により Makassar Strait に入り Makassar or Soerabaya に向ふを順路とす

b. 歸航

北東「モンsoon」季節に Samarang 方面より日本に歸港せんとするには左の航路あり

「カリマタ」海峡より Borneo の北西岸に沿ひ Palaman Passage により呂宋の西岸に沿ひて臺灣の東岸に出て琉球列島の北西方より佐多岬沖合を通り黒潮に乗じて神戸又は横濱に向ふもの一なり

Borneo の北西岸を航過し Balabac Strait より Sulu sea に出て呂宋の西岸に出て、第一項の航路によるもの二なり

北東の「モンsoon」強烈ならざるか又は南西「モンsoon」季節には支那海に出て臺灣の南端に向ひ夫れより第一項の航路によるもの三なり

Borneo の南端を廻りて Makassar Strait より Celebes Sea (Via Basilan or Sibuto Strait) Sulu Sea に出て Surigao 海峡又は (St. Bernardino) より沖繩島に至り夫れより第一項の針路によるもの四なり

Soerabaya 方面より時々歸港せんとする船には左記の航路あり

(1) Makassar 海峡より Celebes Sea に出て Mindanao の南端を廻りて太平洋に出て沖繩島に向ひ佐多岬を経て黒潮を利用し神戸若くは横濱に向ふ航路

(Midanao I. の南東附近にありては一晝夜四十哩又は百哩の南西流潮あり)

備考 Makassar 海峡に二つの通路あり、一は Borneo の東岸に沿ひて Ares Bank の燈臺に至るもの、一は Sembangelap 島より Celebes 島方面にある Union Bank に向て通航するものとなり

(2) Makassar Strait より Celebes Sea に出づ Sibuto Passage or Basilan Strait に入



第五章 金融及交通

日本行電報料

(本邦語羅馬字十五を以て一語とす但し戦時中は英文の外取扱はず)

瓜

一語

二盾 七二仙半

(但し受付後直ちに発信せざる後廻し電報は之の半額とす)

瓜

一語

二盾 四七仙半

スマラン市より

同

二盾 一九仙

セレベス島マカッサル港より

同

二盾 一九仙

ホルネオ島バリクバパンより

同

二盾 一九仙

一、電話

公衆電話は市中郵便局、電話局及各停車場内に設けありて市内及長距離

電話料左記の如し

市内

一通話三分以内

二五仙

パタビヤースラバヤ間

同

六盾

パタビヤースマラン間

同

五盾

スマランースラバヤ間

三

三盾五〇仙

第六章 諸規程及關稅

第一節 關稅

(A) 輸入稅

輸入稅ハ從量稅率ニヨリ課スルモノト從價稅率ニヨルモノトノ別アリ、從價稅率ニヨルモノ左記ノ如シ

a、稅金六分ヲ課スルモノ

燐 織 物 寸  
綿 織 品  
絹 製 品  
織 糸  
時 計 器  
火 藥 器  
銃 器

(木綿、綿毛交織布、綿入毛布、袋及其他ノ包装布)

(紐リボン、テープ、レース其他絹物ニシテ別ニ掲記セザルモノ及天鵞絨、但シ絹ノミチ以テ製シタルモノニ非レバ木綿織物ト同視ス)

第一節 關稅

第六章 諸規程及關稅

二八四

鐵 亞 寶 穀 革 塗 亞 小 文 土 家 陶 寫  
 鉛 類 粉 料 麻 間 房 器 具 器 器 器

(置ランプノ類)但シ電燈又ハ瓦斯用ヲ除ク  
 (寫字及製圖用材料ハ紙ヲ除ク)又(木匠付ノ版行畫及腐蝕圖ハ他ニ特掲ナキ家具トシテ課稅ス)

b、税金八分ヲ課スルモノ

(液體ノモノ、罐、箱、罐入ノモノ)

c、税金一割ヲ課スルモノ

(別ニ掲記セザル鐵器鑄鐵器及鍍鐵器具)

綿 亞 錫 鋼 紙 絲 硝  
 製 鉛 製 製 鐵 製 子  
 品 品 品 品 器 類 品 類

(麻又ハ羊毛其他ノ纖維ヲ以テ製シタルモノニシテ別ニ掲記セザルモノ「テイプ」「リボム」「イス」細紐、刺繡ヲ含ム)

(壁紙、樂譜用紙、譯紙、白紙、手帖其他)

(色彩其他ノ塗料ヲ施シタルト否トナ問ハズ)

(着色及鍍金ノ有無ナ問ハズ)、青銅製品、真鍮製品ニシテ別ニ掲記セザルモノ

(箱、罐、罇等ノ類ニ詰メザルモノ)  
 (同上)

d、税金一割二分ヲ課スルモノ

衣 香 金 金  
 服 水 銀 銀  
 (織物又ハ編物) (酒精ヲ含マザルモノ) (レース、紐、糸)

第一節 關稅

二八五



第六章 諸規程及關稅

二八六

飲食品類

e、無稅品

椰子及椰子油  
樹脂  
米  
種子  
口類  
材木  
煉瓦  
石炭  
帆布  
肥料  
石灰  
植木  
家畜  
水產

(粗ヲ去リタルト否トナ問ハズ)

(造船家用粗材、但シ檣機、丸太等ヲ含ム)

(床敷屋根其他建築用)

金塊  
銅銀  
鉛  
機械及機關  
繪畫  
書籍  
茶煙草  
同  
同  
食鹽  
同  
同  
同  
同  
同

(條、竿、板、鎖、鐵道用鋼鐵軌、車軸、其他鐵道用器具)  
(鑛石及板)  
(工業用、農具、學術用器具及同部分品、但シ部分品ハ稅關吏ノ認定ヲ要ス)  
(木匠付ノ版行畫及腐蝕圖ハ他ニ特掲ナキ家具トシテ課稅ス)  
f、從量稅率ニヨルモノ

一基瓦 〇二五  
百基瓦 八〇〇  
同 五〇〇〇  
百瓶 四六〇  
同 六〇〇  
一ヘクトリトル 五二五  
同  
百基瓦 一二〇〇  
同 六五〇  
百基瓦 二〇〇

第一節 關稅

二八七

阿片

一基瓦

二八八

四五〇〇〇

(B) 輸出稅

輸出稅ハ蘭領東印度内ノ一港ヨリ外國ニ輸出スル場合ノミナラズ左ノ場合ニ於テハ蘭領東印度内ノ一港ヨリ他ノ一港ニ轉輸スル場合ニモ亦課セラル

- 一、輸出先ノ港ニ於テ輸出稅ヲ課セザル場合
- 二、輸出先ノ港ニ於テ課スル稅率其ノ最初ノ輸出港ノ稅率ヨリ低キ場合ニハ其ノ差額

a. 輸出課稅區域

輸出稅ハ左ノ五區内ニ限リテ之ヲ課シ其稅率各々異レリ

- 第一區 瓜哇、マヅラ、ロンボク及「バク」島
- 第二區 「スマトラ」西海岸及南岸一帶ヨリ「バンカイ」島ニ至ル間「ピリトン」島、ボルネオノ西部「セレベス」群島、テルネート群島、アンボイナ及

「チモール」群島

- 第三區 「ボルネオ」ノ南部及東部
- 第四區 「スマトラ」ノ東岸、リウ州ヨリ東岸一帶
- 第五區 「スマトラ」島ノ中部「ア」チン州ノ一部

b. 輸出免稅品

左記ノモノハ輸出稅ヲ免ゼラル

一、政府輸出品

二、蘭領東印度内ノ他ノ稅關ニ於テ課稅濟ノモノ

c. 輸出稅率表

(第四、第五區即チスマトラ島ノ東部及中央部ハ之ヲ除ク)

品目	單位	一區	二區	三區
安息香、樹脂、ダマ、ギットメルケ	從價	一區	五分	八分
樟腦及其他ノ樹脂又ハ「議談メルン」ダマ	同	一區	五分	八分
其他ノ樹脂	同	一區	五分	八分
鳥類ノ皮	同	一區	五分	八分

第一節 關稅

二八九

第六章 諸規程及關稅

椰子ノ實	百擔	二九〇	
ガロ―其他ノ香水	從價	五分	八分
鹿角	同	五分	八分
獸皮	同	二分	八分
象牙及犀角	同	二分	八分
マンダローフ樹皮其他鞋用樹皮	四十擔積一車	五分	八分
胡椒(白)	從價		
胡椒(黑)	同		
藤	同		
セゴ及セゴ粉	同	五分	八分
パラム及スーライ果ノ實脂	同	五分	八分
セゴ精製品	同		
同粗製品	同		
燕巢	從價		
木蠟	百基瓦	六分	六分
錫	同	三、五〇	三、五〇

(C) 間接國稅

左ノ諸品ニ對シテハ輸入稅ノ外ニ間接國稅ヲ附加ス

- 一、燐 寸  
 軸木ノ一方ニ硝藥ヲ附シタルモノハ一箱入七十九本迄一ダロスニ付〇、七〇仙ヲ課シ五本ヲ増ス毎ニ〇、〇五仙ヲ増ス軸木ノ兩端ニ硝藥ヲ附シタルモノハ前者ノ倍額ヲ課ス
- 二、石 油  
 一ヘクリツトルニ付二層五十仙
- 三、煙 草  
 百基瓦ニ付 四層乃至八層  
 外國產及支那人用 六五〇同一六〇  
 同 一ヘクリツトルニ付 五〇、〇〇
- 四、「アラック」酒

第二節 入國又ハ居住ニ關スル規定

一、歐洲人及同格者入國居住規定 (一八七二年總督府令第三八號)

第一條 蘭領東印度ニ到着スル蘭國人及同格者ハ到着後三日以内ニ到着地管轄地方廳ニ國籍姓名、年齡、出發地、旅行先並ニ旅行ノ目的ヲ届出テ入

第二節 入國又ハ居住ニ關スル規定

國許可證ヲ申請スベシ其ノ有効期間ハ六ヶ月以内トシ尙之レヲ延長スルヲ得此ノ届出ヲ怠レバ其ノ日數ニ應ジ每一日五盾ノ割合ヲ以テ科料ニ處ス但シ百盾ヲ超ユルヲ得ズ

第二條 入國許可證所有者ハ許可期間内各開港場又ハ許可證ニ明記セル地方ニ滞在居住スル事ヲ得若シ許可證ニ明記セサル地方ニ滞在セルコトヲ發見シタル時ハ其ノ地方官ハ許可證ヲ取り上グベシ

第三條 第一條記載ノ國民ハ一定期間内蘭領東印度諸島又ハ其ノ許可證ニ記載セル地方ヲ旅行スルコトヲ得一州内ノ旅行ハ其地方廳ノ數州ニ亘ル時ハ總督ノ許可ヲ要ス(下略)

總督ノ許可ヲ受ケ瓜哇及「マヅラ」島以外ヲ旅行スル時ハ其到着港管轄地方官ニ許可證ヲ示シテ其查證ヲ受クベシ(下略)

第四條 蘭領東印度ニ居住セムトスル時ハ瓜哇及「マヅラ」島ニ在リテハ總督ノ許可ヲ受クベク其他ニアリテハ其到着地管轄地方官ヲ經由シテ其

ノ地方ヲ總括スル最高地方官ノ許可ヲ受クベシ

右申請者ハ勞力其他ノ方法ニヨリ生活ニ差支ヘナキヲ要ス(下略)

第五條 入國許可證ヲ所持セズシテ旅行シ又ハ其許可ヲ取消サレタル者ハ書面ヲ以テ所定期間内ニ蘭領東印度ヨリ退去スベキヲ命ズルコトアルベシ(下略)

第六條 (前略)退去命令ヲ受ケタル者ハ一ヶ月以内ニ地方官ヲ經由シテ總督ノ救濟ヲ求ムル事ヲ得地方官ハ右ノ請願書ヲ受付ケタル時ハ何分ノ訓令アル迄其ノ執行ヲ猶豫ス

第七條 左記ノ者ハ入國許可證ナクシテ入國ヲ許ス

三、 夫ニ伴フ婦女又ハ蘭領東印度ニ住スル夫ノ許ニ赴ク婦女

四、 父母又ハ保護者ニ隨伴スル幼者或ハ蘭領東印度ニ住スル父母又ハ保護者ノ許ニ赴ク幼者

右ノ資格ヲ有スル者ハ到着地地方官ニ其ノ資格ヲ通知シ其届出ヲ爲シ

第二節 入國又は居住に關する規定

タル證明書ヲ受クルニ於テ同一效力ヲ有ス(下略)

以下省略

備考 入國免狀下附手数料一通一盾五十仙

一、瓜哇及マヅラ島入國條例 (一九九一年二月總督府令第一三八號)

第一條 左記國民ノ上陸及入國ハ本條例ノ定ムル所ニ依ル

(一) 蘭領東印度外ニ住スル和蘭人ノ子孫ニシテ蘭領東印度ノ住民ニ非ル者

(二) 蘭領東印度住民ニ非ル諸外國人ハタンジョンブリオク(パタビヤ新港)スマラン及スラバヤノ三港ニ限リ其上陸ヲ許ス

第二條 船客ヲ輸送スル船長ハ左ノ規定ヲ遵守スベシ

(一) 着船後直チニ船客及其目的地ヲ記載セル船客名簿ヲ作成シ之ヲ當該官廳ニ提出スベシ

(二) 前條ニ規定セル船客ヲシテ上陸許可證ヲ携帯セズシテ下船上陸セ

シム可カラズ(下略)

第三條 上陸許可證ハ船舶ニ於テ之ヲ下附シニ名毎ニ二十五盾ヲ支拂ハシメ若シ其ノ所有者ニシテ入國ヲ拒絕セラレタル時ハ其ノ全額ヲ還付ス(但シ上陸許可證ハ其妻子ヲ含有スルモノトス(下略))

第四條 上陸許可證ハ三日以内ニ總督ノ任命セル特別委員ノ許ニ送り入國免狀ト交換スベシ(下略)

第五條 (前略)入國免狀ノ正當所有者ハ營業又ハ居住ノ爲メニ二ケ年間瓜哇及マヅラ島ニ居住スルコトヲ得

前記二島以外ノ地ニ在リテハ本免狀ハ蘭領東印度ニ施行セラル、入國居住規則ニヨリ許可證ヲ得タル場合ト同一效力ヲ有ス可シ

第一項ニ規定セル期間ハ其居住地ヲ管轄スル州政廳ニ於テ各一年宛ニ二回延期スルヲ得(下略)

第十一條 第二條ニ抵觸スル者ハ每一人百盾ノ罰金ニ處ス

第二節 入國又は居住に關する規定

第六章 諸規程及關稅

二九六

前記罰金ノ納付ハ其ノ搭載船舶ニ於テ連帶ノ義務ヲ負フベシ  
以下省略

一、瓜哇及マヅラ島入國規則 (一九一一年一月總督府令第一〇號)

本規則ハ前記入國條例ノ施行細則タリ

第三條 入國條例第一條第一項及第二項ハ船長及乗組船員ニ之ヲ適用セズ、但シ海員雇傭契約滿期ノ場合ハ此ノ限リニアラズ

第四條 入國條例第一條第二項ニ該當スル者ノ入國許可證ハ港長又ハ副港長之ヲ下付ス(下略)

第六條 船長ハ入國條例第一條第一項ニ該當スル船客ガ同條規定以外ノ港ニ於テ上陸スルヲ拒止スベシ

前項ニ違反スル時ハ入國條例第十一條ヲ適用ス

第九條 瓜哇到着後六ヶ月以内ニ蘭領東印度ヲ退去スル者ハ「タンジョンブリオク」スマラン又ハ「スラバヤ」港ニ於テ下船監督官其他ノ地方ニ於テ

ハ發船地ヲ管轄スル地方官ニ入國免狀ヲ提出シ(中略)下船ノ際納付セル料金ノ拂渡ヲ申請スルヲ得

第十一條 總督ノ指定セル汽船會社ニ屬スル船舶ノ一二等乗客ニ交付セル上陸許可證ハ形式省略ノ上入國免狀ト交換ス

以下省略

一、瓜哇及マヅラ島入國條例及規則ニ關スル訓令

(一九一一年一月總督府訓令第五號)

第三條 通シ切符ヲ所持シ瓜哇(瓜哇到着後一時下船シ汽車其他ニヨリ瓜哇内地ヲ旅行シ同一地點ニ戻リ又ハ他ノ地點ニ出テ再ビ乗船シ其目的地タル瓜哇及マヅラ島以外ノ地ニ至ル船客ヲモ含有ス例之濠太刺利又ハ新嘉坡ヨリ出發セル旅客ニシテ往復切符ヲ所持シ途中瓜哇内地ヲ旅行シ更ニ乗船シ其ノ目的地タル濠太刺利、新嘉坡其他ノ外國ニ向フモノナルコト明瞭ナルトキハ其上陸船及瓜哇内地ノ旅行ニツキ入國條例記

第二節 入國又ハ居住ニ關スル規定

二九七

載ノ上陸許可證及入國免狀ノ請求又ハ所持ノ必要ナシニ立寄リタル船ノ乗客ハ入國規則第四條ニ依ル上陸許可證ノ申請ナクシテ上陸ヲ許ス

### 第三節 土地ノ租借ニ就テ (附土地ニ關スル規程)

蘭領東印度ハ政府ノ直轄地ト土人自治州當領政府ト土人會長トノ間ニ締結セラレタル統治上ノ契約ニヨリ自治ヲ許サレタル地方トニ區別セラレアルモ行政ノ大綱ハ當領政廳ノ掌裡ニ存スルヲ以テ居住證ヲ所有スル本邦人ニシテ土地ヲ租借シ(土地ノ租借規定ニ關シテハ後段ニ詳記ス)或ハ鑛山採掘(鑛山ノ試掘又ハ採集ヲ出願シ得ル資格者(一)和蘭人(二)和蘭本國又ハ蘭領印度ノ住民(三)蘭本國又ハ蘭領印度ニ於テ設立セラレタル法人但シ有限責任會社ナル時ハ其重役ノ過半數合名會社ニシテ其業務擔當會社員一名乃至二名ヲ有スル時ハ其ノ全數二名以上ナル時ハ其過半數蘭國民又

ハ蘭領印度ノ住民ニシテ現ニ蘭本國又ハ蘭領印度ニ其住所ヲ有スル者ナルヲ要ス前記ノ法人ニシテ其本店ヲ蘭領印度ニ有セサル者ハ其出願ニ先チ其代表者ヲ蘭領印度ニ置クヲ要ス一個人又ハ法人ニシテ試掘又ハ鑛物採集ノ許可ヲ得タルモノハ其出願者自身又ハ其代理人ヲ其許可ノ期間其鑛區ヲ管轄スル州内ニ居住セシム可シヲナシ或ハ伐木權(外部領土ニ於ケル森林採伐ニ關スル)バイブラッド第六〇七五號規定ニヨレバ各州長官ハ政府所屬地又ハ政府ニ於テ處分權ヲ有スル土人自治州内森林採伐ニ關シ許否ノ權ヲ有シ土人自治州ノ權内ニ屬スル森林ニ關シテハ土會ノ採伐許可ニ對シ認可權ヲ有スヲ得ントスルニ當リテハ地方廳ニ測圖並ニ願書ヲ提出シ然ル後當領政廳ノ許可又ハ認可ヲ受ケザル可カラズ然ルニ支那人往々誤解シ土人自治州ニ於テハ單ニ會長ノ承認又ハ許可ヲ獲得スレバ即チ其權利ヲ確定シタルモノト推定シテ事業ヲ企テ着手後數年ヲ出ズシテ沒收セラレ爲メニ意外ノ損失ヲ招キタル事アリト謂フ然レトモ養豚業ニ

### 第三節 土地ノ租借ニ就テ

第六章 諸規程及關稅

三〇〇

要スル地域ノ如キモノニアリテハ必ズシモ政廳ノ許可ヲ經ズシテ地方官ノ默認ヲ得レバ可ナリト雖トモ將來大ナル事業ヲ企ツル場合ニ在リテハ必ズ政府ノ承認又ハ認可ヲ得テ後チ始メテ投資セザル可カラズ想フニ政府ハ地方士人ノ保護上其利益ヲ害セザル限リ政治上其他ニ於テ別ニ重大ナル意味ヲ存セザル場合外領ニ於テハ一般許可スルノ方針ナルモノ、如シ。

一、官有地ニ對スル土地租借規定摘要(一八七〇年總督府令第一一八號)

A、瓜哇及マヅラニ於ケル土地租借規則摘要

政府所有地ハ一定ノ借地料以上ヲ納入スベキ者ニ競争入札ヲ爲サシメ落札者ハ其永借權ヲ獲得セル日附ヨリ六ケ年目ヨリ所定ノ借地料ヲ納付スベキモノトス。

a、永借地權所有者ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ限ル。

(一) 和蘭國人

(二) 蘭領印度住民

(三) 蘭本國又ハ蘭領東印度ニ設立セラレタル商事會社。

b、永借地權ヲ有スル者ト雖モ其土地ニ罌粟ヲ植付ケ又ハ其地内ニ鹽田ヲ作ル事ヲ禁ズ又永借地權ヲ有スル者ハ政府所有ノ珈琲園ノ附近ニ於テ珈琲ノ栽培ヲ爲スコトヲ得ズ。

c、永借地上ニ建設セラレタル建設物及其產出物ハ法令ノ規定ニヨリテ課税ス。

d、其土地ニ對スル不動産税(不動産税ハ每五年地價ヲ評定シ其ノ一萬分ノ七十五ヲ課シ借地料トハ別種ノモノナリ)ニ對シテハ登記後十ケ年間其賦課ヲ免除ス。

e、永借地權享有ニハ左ノ各頂ヲ充實スルヲ要ス。

(一) 永借地權所有者自ラ土地ノ測量又ハ製圖ヲ終リタルカ或ハ政府ニ於テ作製セル製圖費及測量費ヲ辨償スル事。

第三節 土地ノ租借ニ就テ

三〇一



- (二) 其地區ノ貸下申請ヲ一ヶ月以前ニ其地方關係者ニ告知スル事。
- (三) 借地申請ノ地域ハ五百「バウ」ヲ超過セザル事。
- (四) 其借地期限ハ七拾五ヶ年以下ト爲ス事。
- (五) 其借地料ハ政府制定ノ最少額以上ナル事。
- (六) 其他本章ノ規定ニ牴觸セサル事。

B、外領土地租借規則摘要

- a、外領ニアル官有地ハ總督ノ許可ヲ得テ永借スルコトヲ得。  
但シ其期限ハ七十五ヶ年ヲ超過スル事ヲ得ズ。
- b、永借料ハ登記後六ヶ年目ヨリ毎年一「バウ」ニ付一盾以内ヲ徵收ス。
- c、永借權所有者ハ左ノ資格ヲ備フル者ニ限ル。
  - (一) 和蘭臣民。
  - (二) 和蘭住民。
  - (三) 蘭領印度住民。

(四) 和蘭又ハ蘭領印度ニ於テ設立セラレタル商事會社。

- d、永借權ノ願出ニハ測量書ヲ添付スルヲ要セズ。  
但シ自然ノ境界ナキ時ハ政府ハ出願人ノ費用ヲ以テ自分之レヲ爲スベシ。
- e、永借地上ニ設定セル建造物其ノ產出物及地上ノ產物ニハ一般ノ租稅ヲ適用ス。
- f、永借權ハ其地内ノ鑛業權ヲ設定セズ。
- g、永借權ハ其地上ノ植物處分權ヲ有ス。
- h、永借權者ハ其地内ノ水利ニ關シテハ政府ノ許可ヲ要ス。
- i、永借地ニ關スル權利ノ讓渡及代理人ノ變更ハ一ヶ月以内ニ地方長官ニ届出ベシ。

第四節 商標條例摘要

第四節 商標條例摘要

蘭領東印度ニハ明治二十七年以來商標條例施行セラレ(意匠登録及專賣特許條例無シ)之レニ依ル商標權ノ存續期間ハ二十年(尙ホ同一期間ノ延長ヲ出願スル事ヲ得)ニシテ登録濟ノ商標ヲ附シタル一定ノ商品ハ登録者ノ名義ヲ以テスルニ非レバ絶對ニ當地方ニ輸入ヲ許サズ然レドモ現行商標條例規定ニ依レバ總テノ商標ハ其貼付スベキ商品ノ製造者ニ非ズト雖モ當領ニ營業所又ハ商關係ヲ有シ該商品ヲ最初ニ輸入シタル者又ハ萬國工業所有權保護同盟條約加入國ニ居住シ若クハ營業所ヲ有シテ一定期間内ニ當領司法部(蘭國特許支局)ニ出願(商標登録申請) (a)願書ニハ商標ノ說明、商標ヲ附スベキ商品名、出願人ノ氏名住所ヲ記入署名シ一商標毎ニ各別ニ作製シ之ニ商標ノ見本若干枚ト登録手数料トシテ一件毎ニ十盾ヲ添付シ正副二通ヲ「バダビヤ」司法部即チ特許支局ニ差出す可シ、(b)蘭領東印度諸島ニ現ニ居住シ又ハ營業所ヲ有スル者若クハ蘭領東印度ニ居住セザルモ當國ニ居住スル者ヲ代理人ト爲シ其出願ヲ爲ス事ヲ得其場合ニハ申請

書ニ委任狀ヲ添付スベシ、(c)其他條項ハ省畧ス特許支局ハ願書ニシテ條例ニ牴觸セザル限り受付後三日以内ニ之レヲ特許臺帳ニ登録シ其願書ニハ登録日付又ハ番號ヲ付シ内一通ヲ出願後八日以内ニ出願者又ハ其代理人ニ還付スルト共ニ特許支局ハ其登録要領ヲ次回發行ノ當地官報ニ掲載シ一般ニ周知セシムルト同時ニ登録ノ效力ヲ生ズル時ハ均等ニ其保護ヲ享クルコト、ナレリ。

在留外國商人中ニハ法文ノ不備ニ乘ジ商標ノ正當所有者ニ非ズシテ最初ノ輸入者タル名義ノ下ニ他人ノ商標ヲ登録シ以テ其ノ輸入ヲ獨占スル者アリ、爲メニ現在當領輸入本邦品ニシテ本邦内地ニ商標權ヲ有スル者又ハ其代理人ノ知ラザル間ニ他人ガ當領ニ其登録ヲ爲セルニヨリ止ムヲ得ズ其者ノ名義ヲ利用シテ輸入ヲ爲セルモノ尠カラザリシモ近年日本產商品ニシテ登録ヲ受クル者漸次其ノ數ヲ増加シ就中登録數ノ最モ多キハ賣藥、燐寸、木綿織物ナリト謂フ。

第六章 諸規程及關稅

登録出願ニ要スル諸掛左記ノ如シ。

- 一、登録手数料 一 盾
- 一、特許代理人鑑定料 二十五盾
- 一、特許代理人出願手数料 十 盾
- 一、商標木版又ハ銅版新調費 五乃至十盾
- 一、登録願書用紙正副二通貼用收入印紙 三 盾

第五節 其他ノ條例

一、瓜哇移民取締規則 (一八八七年總督府令)

第一條 蘭領東印度以外ノ土地ニ於テ勞働ノ目的ヲ以テ土民ヲ雇入ル、コトヲ禁ズ

第二條 前條ノ規定ニ違反スル者ハ歐洲人(本邦人ヲ含ム)ト土人トノ別ナク六ヶ月以上一ヶ年以下ノ重禁錮ニ處ス

官吏又ハ土人ノ會長同一ノ行爲ヲ爲ス時ハ其罰ヲ倍加ス

第三條 第一條ニ記載セル禁錮ヲ犯ス者ハ其行爲ノ豫備ト既遂トヲ論ゼズ處罰ス

第四條 土民ヲ海員トシテ傭入ル、コトハ妨ケナシ

第五條 總督ハ特種ノ場合ト認ムル時ハ第一條ノ規定ニ拘ラズ其雇入ヲ許可スルコトアルベク許可ノ條件ハ一件毎ニ明示スベシ

一、蘭領東印度眞珠介類及海鼠漁業條例 (一九〇二年總督府令第四號)

漁業區域

蘭領東印度ノ沿岸三英里(干潮面)以内ノ海中ニ於テ眞珠介類及海鼠ヲ漁獲セムトスル者ハ其使用漁具ノ何タルヲ問ハズ總テ本條例ノ規定ニヨリ豫メ漁業ノ許可ヲ出願スベキ沿岸各漁場中從來ノ慣行ニヨリ土人ノ占有スル漁區ハ海深九米突ノ地點迄ハ之ヲ土人用トシテ保留シ他人ニ賣買讓渡スルヲ禁ジ其ノ漁區ハ一般住民ノ申請區域ヨリ除外ス

第五節 其他の條例

蘭領東印度ノ沿岸三英海里トハ其陸岸ノ干潮面ヲ去ル三英海里ヲ指シ其附近六英海里以内ニ陸岸ナキ時ハ其附近ノ岩礁又ハ淺瀬ノ干潮面ヲ起準トス

一、リオ州漁業規則 (一九一三年八月十二日 公布外國人漁業規則)

第一條 (イ) 土人以外ノ者ニシテ、リオ州領海内ニ於テ漁業ヲ營マント欲ス

ルモノハ先ヅ地方長官ノ許可ヲ受クベシ

(ロ) 公益ノ爲メ必要ト認ムル時ハ許可ヲ拒絕シ又ハ撤回スルコトアルベシ

(ハ) 許可期限ハ一ケ年トス

第二條 地方官ハ登記簿ヲ備ヘ漁船乗組員ノ姓名、住所、年齢、特徴、漁船番號、及許可日付ヲ登記スベシ

第三條 漁夫ハ火器ヲ控帶スルヲ許サズ

第四條 土人以外ノ者ニシテ特別ノ許可ナク火器ヲ携帶シ漁業ニ従事シ

タルトキハ百圓以下ノ罰金若クハ歐洲人對格者ナルトキハ八日以内ノ禁錮ニ土人對格者ナルトキハ三ヶ月以内ノ勞役ニ服セシメ尙ホ捕獲セル魚類ヲ沒收ス

第五條 本令ハ官報公布後六十日ヨリ效力ヲ生ズ

### 第六節 帝國領事管轄區域 (附農商務省練習生駐在地)

一、英領香港

總領事

今井忍郎

總領事館所在地

No. 2, Connaught Road, Central, Hongkong.

管轄區域

香港政廳管轄地方、澳門(カロリン群島、マドシヤル群島、バラウ群島) 臨時南洋派遣軍統治す)

一、英領新嘉坡

領事

藤井實

第六節 帝國領事管轄區域

第六章 諸規程及關稅

領事館所在地

No. 3, Orchard Road, Singapore, Malay Peninsula.

管轄區域

英領海峽殖民地及馬來聯邦

一、米領比律賓マニラ

領事

杉村恒造

領事館所在地

No. 776, Calle Irio Quiapo, Manila, Philippine Islands.

管轄區域

米領比律賓群島マリアナ群島中米領グアム島。

一、蘭領東印度バタビヤ

領事

松本幹之亮

領事館所在地

No. 13, Tanah Abang, Weltevreden, Batavia, Java.

管轄區域

蘭領東印度、ボルネオ島中英領北ボルネオ、英國保護領サラワク及ブ

ルネキ、チモア島中葡領チモア

一、農商務省練習生駐在地

瓜哇島

池田幸平

同

大橋龜次郎

セレベス島

稻田憲二郎

同

中條駒三郎

メナド港

第六節 帝國領事管轄區域

## 附録

## 第一 古々椰子の栽培及其收支計算表

## 一、土地の租借

外人の蘭領東印度に於て土地を租借せんと欲する者は渡航後普通六ヶ月を経過したる後政廳より居住證を受くるに非れば土地租借の資格者たるを得ずと雖も實際官廳より資本家たるを認めらるゝ時は六ヶ月以内に於ても居住證を得る事困難に非ずと雖も租借出願地にして土人の栽培せる者ある時は政府は土人の産業保護を名とし許可せらるゝ事尠く假令地方廳に於て受理するも「バタビヤ」總督府に送付するものなるが故に許可せらるゝに至るも多くの年月を要す通例なり土人酋長の所在地に在りても酋長の同意を経たる上地方廳を経て出願し總督府の許可を得るに非れば單に地方官に依りて黙認せらるゝに止まり栽培に著手せる後に在りて

も必要に應じ無償又は多少の代償を支拂ひ立ち除きを強制せらるゝ事あるが故に椰子栽培のみならず永久的事業を起さんとする場合には必ず許可を受けざる可からず(土地租借規定を参照すべし)

## 一、土地の選定

椰子の栽培は平地又は緩傾斜面を可とし殊に潮風吹き來る海岸の砂地及腐蝕せる有機物を含有せる砂地を最も適當とし水分多く(一ケ年間に五十密米以上の雨量)して日光の直射する處を選ばざる可からず(常には十五度内外の溫度)

## 一、伐木

選定せる土地にして密林なる時は伐木焼拂(伐木後二三ヶ月を経過すれば)及取片付に勞力を要する事多きも粗林又は雜草地にありては費用を要する事尠し而して普通伐木より植付に至る迄は土人をして「パウ」に付き幾何程の定めを以て受負はしむ

## 第一 古々椰子の栽培及其收支計算表

一、種 苗

苗とすべき椰子類は最盛期即ち二十五年乃至三十年生の椰子樹より充分乾燥したるものを採集したる後日蔭の地上又は床下の柵或は竹竿に吊し置く時は約一ヶ月にして發芽す

一、苗の植付

發芽したる苗は少くとも十八ヶ月以内芽の長さ五吋乃至十五吋位に達したる時殺と共に所定の地に移植す(植付の方法には正方形式及菱形の二種あるも成績上より見れば大差なきものゝ如し)其の植付距離は從來殆んど一定せずと雖も土人の栽培せるものは所有地狹隘なるため一般に短距離のもの多きも歐洲人の栽培せるものは將來の産額を増加するため近年更に其距離を擴げつゝあり(二十五尺乃至三十尺の距離間隔を有し「エ」カ「五十本植込みのものを普通とす」)

一、手 入

椰子植付後二三ヶ年間は常に園内の雜草を薙除し其の周圍を清潔に保つと共に幹基の廻り約一尺の所を四、五寸掘り返し置く時は、雜草を除き虫害を受くる事少し、第三年目以後に在りては年に二回位の除草を以て足れりとす

大雨後の排水及植付後六ヶ月間雨天を除く外灌水を十分する事

肥料としては椰子の枯葉を集めて樹根の周圍を焼くのみにして足れりとす

疾病又は虫害に注意し之れを發見したる時は直に植替へをなす事

一、結實と採取

普通植付後五ヶ年早きものは四ヶ年目より)を經過すれば多少結實し六ヶ年目に於ては約一割乃至三割、七ヶ年目に至りて概ね結實し八、九ヶ年目より盛に結實す椰子樹一本一ヶ年間に於ける結實總數は樹に依りて一定せずと雖も平年作にありては六十個以上を普通とし多きものに在りては

第一 古々椰子の栽培及其收支計算表

百數十顆を結ぶものあり採取方法は普通土人に受負はしむるものにして一ヶ年に四五回の收穫をなし得るも年三回の採取を普通とす

一、收穫

「コブラ」の收穫高は普通椰子實一千顆より四擔(一擔約二百五十個)を得らるゝものなるが故に五千顆より一噸を得べき割合なり

一、間作物

植付後より三四年間は除草施肥等の手数を省略するため樹間に玉蜀黍甘藷落花生等適當なるものゝ間作を爲すを可とす

一、栽培地(哩平方即ち約三百九十バウに於ける)椰子栽培收支計算表

(農商務省商工彙報臨時増刊第二號による)

a 支出の部

第一一年

測量及製圖費	臨時支出	經常支出
一〇〇〇	一〇〇〇	三九〇
租借地代(一バウ一層)		

伐木及燒拂費	八〇〇〇	事務員給料	二、四〇〇
苗垣作	一、一二五	人夫賃(一名百盾他二名各五十盾)	二、四〇〇
植付ケ	三、五〇〇	事務員食料	九〇〇
耕作用具費	一〇〇	人夫食料	一、八〇〇
小船二隻費	一〇〇	雜費	一、二〇〇
牛又ハ馬二頭費	一〇〇	計	八、〇一〇
車	五〇		
住家及事務員室	五〇〇		
人夫小舎	五〇		
家具	二〇〇		
事務員旅費(三名ニテ日本ヨリ)	七五〇		
人夫旅費(二〇人)	二〇〇		
藥品及書籍類	一〇〇		
計	一四、九七五		
合計		二二、九八五盾	

第一 古々椰子の栽培及其收支計算表

第二二年



附録

臨時支出

苗ノ補植費

計

一〇〇盾  
五〇盾  
一五〇盾

經常支出

三一八

地代

機械及家

事務員食料

同給料

人夫食料

同給料

雜費

計

三九〇盾  
五〇盾  
九〇〇盾  
二四〇〇盾  
一、八〇〇盾  
二、四〇〇盾  
一、二〇〇盾  
八、〇六〇盾

合計

第三年

臨時支出

垣修繕費

計

五〇盾  
五〇盾

經常支出

五〇

機械及家

地代

事務員食料

同給料

人夫食料

雜費

計

五〇盾  
三九〇盾  
二、四〇〇盾  
九〇〇盾  
二、四〇〇盾  
二、四〇〇盾

合計

第四年

臨時支出

屋根替へ

計

五〇盾  
五〇盾

經常支出

五〇盾

機械及家

地代

事務員食料

同給料

人夫食料

同給料

雜費

計

一、八〇〇盾  
一、二〇〇盾  
八、〇六〇盾  
五〇盾  
三九〇盾  
二、四〇〇盾  
九〇〇盾  
二、四〇〇盾  
二、四〇〇盾  
一、八〇〇盾  
一、二〇〇盾  
八、〇六〇盾

合計

第五年

臨時支出

第一古々椰子の栽培及其收支計算表

三一八

附録

臨時支出

なし

三二〇

經常支出

合計

八〇六〇盾

第六年

臨時支出

なし

經常支出

地代	三九〇	地	三九〇
機械及家具	五〇	機	二四〇〇
事務員給料	二四〇〇	事	九〇〇
人夫給料	二四〇〇	人	一、八〇〇
同食料	一、八〇〇	同	二、四〇〇
雑費	一、二〇〇	雑	八、〇六〇
合計	八、〇六〇	計	

地代	三九〇	地	三九〇
機械及家具	五〇	機	二、四〇〇
事務員給料	二、四〇〇	事	九〇〇
同食料	一、八〇〇	同	二、四〇〇
雑費	一、二〇〇	雑	八、〇六〇
合計	八、〇六〇	計	

合計

八〇六〇盾

b 収入の部

六三、五三五盾

六三、五三五盾

同食料	一、八〇〇	同	一、八〇〇
雑費	一、二〇〇	雑	八、〇六〇
合計	八、〇六〇	計	

一哩平方に於ける椰子樹は十米突毎に植付け總數二二、五〇〇本なりとす而して前に述べたる如く一ヶ年一本の結實數を六十個と見積る時は即二二、五〇〇×六〇＝一、三五〇、〇〇〇なり

椰子 結實數

一、三五〇、〇〇〇個

一擔を二五〇個とする時は總擔數

五、四〇〇擔

一擔を十二盾とすれば椰子代價

六四、八〇〇盾

即ち 總 收入

六四、八〇〇盾

即ち六ヶ年間の總支出額六三、五三五盾を償ふに足り爾後第七年目には

支 出 額 (前年同様)

八、〇六〇盾

第一 古々椰子の栽培及其收支計算表

附録

収入額 六四、八〇〇  
利益 五六、七四〇

但し七八年目に於ける一本の椰子樹よりの收穫高は平均四十個内外なるが故に利益五萬六千七百四十盾は第九ケ年目より得らるゝものとなすを確實とす

第二 蘭領東印度旅行案内

(A) 旅費の概算

a. 南洋郵船會社瓜哇航路運賃表 (神戶基點)

港名	種別			日數
	イ	往	航	
基隆	一等	二等	三等	八
香港	三六〇〇	二四〇〇	一二〇〇	四
厦門	六三〇〇	三六〇〇	一八〇〇	一〇
汕頭	一五〇〇〇	八二〇〇	四二〇〇	四
香港	一七〇〇〇	九二〇〇	四六〇〇	二

ス	一	一九〇〇〇	一〇四〇〇	五二〇〇	二
マ	二	一六〇〇〇	一一六〇〇	六一〇〇〇	四
カ	三	一八〇〇〇	一一八〇〇	六三〇〇〇	三
ラ	四	—	—	—	—
バ	五	—	—	—	—
リ	六	—	—	—	—
ク	七	—	—	—	—
バ	八	—	—	—	—
マン	九	—	—	—	—

ロ、復航

II, III Class Fares.

港名	運賃		Class	日數
	イ	往		
基隆	40.00	48.00	2	2
香港	25.00	27.00	3	3
厦門	32.00	76.00	2	2
汕頭	16.00	42.00	3	3
香港	36.00	80.00	2	2
厦門	2.50	44.00	3	3
神戶	5.00	72.00	2	2
神戶	2.50	42.00	3	3

b. 自新嘉坡 運賃表 (ロイヤルバンクネット會社汽船)

至蘭領諸島各港

(單位ハ盾ナリ)

第二 蘭領東印度旅行案内

Class	Singapore	Batavia	Samarang	Sourabaya	Boeleleng	Makassar
4	9.80					
1	77.00					
4	13.00	4.00				
1	109.00	32.00				
4	15.00	5.80	2.90			
1	123.00	46.00	15.00			
4	18.00	8.80	5.90	3.00		
1	147.00	70.00	39.00	24.00		
4	23.00	14.50	11.70	8.80	5.80	
1	185.00	116.00	85.00	70.00	16.00	

Ist. Class Fares.

(單位ハ盾ナリ)

Makassar		Baik-papan		Donggala		Paleleh		Kwandang		Amoerang	
45.00		28.00		35.00		11.00		26.00		18.00	
58.00		58.00									
93.00		69.00		45.00							
104.00		82.00		61.00		26.00					

114.00	88.00	66.00	32.00	22.00	8.00	Menado
--------	-------	-------	-------	-------	------	--------

Ist. Class Fares

(單位ハ盾ナリ)

Menado		Totok		Djiko		Gorontalo		Djiko		Ternate		Menado	
17.00		8.00		20.00		20.00		44.00		25.00		70.00	
22.00								53.00		29.00			
40.00		24.00		20.00									

Short Sangitrip

Ist. Class Fares.

(單位ハ盾ナリ)

Menado		Tagoelandang		Siase	
11.00		8.00			
14.00					

第二 蘭領東印度旅行案内

23.00	13.00	8.00	Taroena	
31.00	21.00	16.00	8.00	Peta
35.00	28.00	22.00	13.00	8.00
39.00	31.00	26.00	17.00	8.00
				8.00
				Tamako
				8.00
				Taroena

備考

往復切符ハ、二等共片道運賃ノ一倍七割ニシテ其通用期限六ヶ月ナレバ巡視者ハ該切符ヲ求ムルヲ最便ナリトす

c、日本郵船會社運賃表

港名	等級	一等	二等	特別三等	三等	日數
白新	嘉坡	130.00	95.00	55.00	37.00	17

d、参考に資せんが爲め瓜哇内地旅行案内を示さん

(イ) 自スラバヤ市行程 (其一)

第一日

「ダンジョンブリオク」に上陸し「バタビヤ」市に至りて同市見物す(ウエルテ

ウエルデン行汽車拾數回あり)

Hotel del Nederlanden (ネデルランデン、ホテル)

Hotel del Indies (インデス、ホテル)日本人の從來主に宿泊する旅館なり、普通一人一室一泊料七盾五十仙、ピンツト、ブサール街に吉枝商店の經營する日本旅館あり

第二日

午前六時四十五分「ウエルテウエルデン」驛發車

同七時四十九分「ツイテンジョルグ」着

Hotel Bellevue (レレビユウ、ホテル)

第三日

午前六時二十五分「ツイテンジョルグ」發車

同十一時二十九分「バンズン」市着市中見物

Hotel Homanne (ホームマン、ホテル)

第二 蘭領東印度旅行案内

第四日

午前五時五十分「バンヅン」發車(急行券を要す)

午後三時九分「ソイロ」着乗替したる後同三時四十九分同驛發車(廣軌あり)

同五時四十分「スマラン」市着

Hotel Slier (スリエル、ホテル)

Hotel del Pavillon (パビロン、ホテル)

第五日

午前七時二十七分「スマラン」市發車

同九時二十四分「ソイロ」着乗替したる後午後三時十七分同驛發車(急行券を要す)

同七時二十分「スラバヤ」市「グーベン」驛着

Hotel Simpang (シンパン、ホテル)

(ロ) 自「スラバヤ」市行程 (其二)

第一日

午前七時「バタビヤ」市「カマヨラン」驛發車

午後七時十五分「ジョクジャカルタ」着 Hotel Toegoe (ツィグー、ホテル) に投宿す

第二日

一日滞在し王宮水城及市場等市中見物

第三日

同地滞在「ポロポドル」寺院見物

(「ポロポドル」寺院に行くには自動車を驅るを便とす往復約三時間なり汽車なれば「ムンチラン」驛に下車し同所より馬車にて約一時間行程)

第四日

午後二時「ジョクジャカルタ」發車

第二 蘭領東印度旅行案内

同夜七時二十分「スラバヤ」市「グーベン」驛着

Hotel Simpany (ミンバン・ホテル)

(ハ) 瓜哇内地一週間旅行日程

第一日

「バタビヤ」市中見物(公園博物館等)

第二日

午前中列車に乗り「ヴァイテンゾルグ」に至り同地に於ける植物園を見物す

第三日

「ガルート」に向け「ヴァイテンゾルグ」驛を出發す

第四日

「ガルート」滞在噴火口及湖水見物

第五日

「ジョクジャ」行列車に乗り「チーバツ」驛にて乗換へ「ムンチラン」驛にて下車

し馬車を驅りて「ポロポドル」寺院に至り「ポロポドル」ホテルに投宿す、寺院の頂上より日出、日没の光景を賞す

第六日

「ポロポドル」ホテル出發「ムンチラン」驛を経て「ジョクジャ」市に至り王宮及水城等を見物す

第七日

「ジョクジャ」市出發「バタビヤ」に歸る

(ニ) 同二週間旅行日程

第一日

午前「バタビヤ」市「ウエルテザエルデン」驛發列車にて「ヴァイテンゾルグ」に至り同地植物園見物

第二日

「ヴァイテンゾルグ」驛發「ガルート」に向ふ

第二 蘭領東印度旅行案内

第三日、第四日

「ガルート」に滞在し同地に於ける噴火口及噴火より成る湖水見物

第五日

午前出發「ジョクジャカルタ」市に至る

第六日

「ジョクジャ」市滞在し午前出發自動車又は「ムンチラン」驛より馬車の便によりて「メンヅウト」及「ボロボドル」寺院見物「ボロボドル」ホテルにて休憩食の後も「ジョクジャ」市に歸館す

第七日

同地滞在中王宮、水城、市場、更紗製造工場等見物す

第八日

午前出發「スラバヤ」市に到り午後列車にて「バスルアン」市に到着す

第九日

「バスルアン」より馬車を驅りて「バスレバン」及「ブソロ」村を過ぎ「トサク」高原の避暑地に至る

第十日、第十一日

「トサク」滞在静養一日「プロモ」の噴火山を見物す

第十二日

早朝「トサク」出發し「バスルアン」を経て「スラバヤ」市に歸る

第十三日

「スラバヤ」市中見物

第十四日

「スラバヤ」港より汽船又は「バンドン」行列車にて「バタビヤ」に向け出發す

e 汽車賃金表

發 驛	到 驛	一等	二等	三等
バタビヤ	スラバヤ	三九二五	二六〇〇	八六五

第二 蘭領東印度旅行案内



附録

バタビヤ	バンドン	七、七五	五、〇〇	二、五五
バタビヤ	シヨクシヤ	二六、七五	一七、七五	五、九三
シヨクシヤ	スラバヤ	一四、二五	九、五〇	四、〇五
スラバヤ	ソロロ	一一、二五	七、五〇	三、七五
ソロロ	スマラン	六、五〇	四、二五	一、六〇
スラバヤ	スマラン	一六、二五	一一、〇〇	四、二九

f. セレベス島に於ける旅館

マカツサー市

Hotel del Nederland

(ホテルランド、ホテル)

Hotel Oranje

(オランダ、ホテル)

一泊料 七盾五十仙

メナド市

Hotel Menado

(メナド、ホテル)

Hotel Welhermia

(ウエルヘルミナ、ホテル)

一泊料 七盾

(イ) 宿泊料

和蘭ホテル  
日本人ホテル  
支那人ホテル

一泊食事共  
同  
同

七盾乃至一五盾  
二盾同 四盾  
一盾半同 二盾

(ロ) 車賃

辻馬車  
「ホテル」付馬車  
辻馬車  
「ホテル」付馬車

一頭立 一時間  
同 同  
二頭立 同  
同 同

三〇仙乃至五〇仙  
一盾  
五〇仙乃至一盾  
五盾

g. 手荷物運搬賃並に注意事項

(イ) 停車場より旅館に至る間の手荷物運搬賃は一個に付拾錢見當とす、停車場には常に「ホテル」の名を記せる腕章を附したる客引(Mandoor)來り居れば携帶の手荷物並に引換證は其數を示して之に渡し直に馬車を驅て「ホテル」に至れば手荷物は間違なく客引によりて各自の定まりたる室に運ば

るゝが故に自ら馬車を雇ひて荷物を運ぶが如き煩はしき手数を要せず  
(ロ) 本船より艀(カノ)に乗り税關を経て旅館に運ばしむる場合又は海岸より本船に至る時に距離の長短等其時の事情に依り一定せざるも普通一個三十錢乃至五十錢位なり、土人苦力は不慣の旅行者に對しては度外なる運搬賃を請求するを以て豫め定め置くか或は場合によりては先方の申出通り承諾し置き旅館又は本船に着したる時「ボーイ」(Djongor)又は事務員等に就き取極めしむるか或は相當と思考する賃金を與へて去らしむるを可とす

(B) 熱帯生活上の注意に就て

- a. 熱帯生活に適する醫學上の資格
- (一) 丁年以上の人、壯年期即ち二十五歳以上三十歳位を最も適當とす
  - (二) 肥満したる人は比較的熱帯に不適當にして身體の抵抗力強き中等の體格を有する者を適當とす

(三) 酒客は熱帯生活に適せず

(四) 結核性患者、精神病の系統を有する者、心臟の弱き者、腎臟及膀胱の病氣

ある者並に花柳病患者は熱帯の生活に最も不適當なり

b. マラリヤの豫防方法

(一) 蚊の入らざる完全なる蚊帳を用ゆること

(二) 驟雨に遇ひ衣服の濡れたる時は速に肌衣をも脱し身體を拭ひたる後乾衣に着替ふること

(三) 豫防の爲め毎日一回朝又は晩食後直に内服すべき薬

「キニーネ」の内服

鹽酸キニーネ 〇.二瓦乃至〇.三瓦(大人量)

c. 衛生上の注意

(一) 夜間寝冷えざる様毛布を用意すること、蘭領内の旅館には毛布の備付なし

- (二) 暴飲暴食を慎み過度の労働を爲さざること
  - (三) 違和健意を覺ゆる時は特に自ら注意して身體を安靜ならしむること
  - (四) 胃腸病に冒され易きを以て食ひ慣れざる果實又は氷を過食せざること
  - (五) 飲料水は必ず蒸溜水若くは熱湯を冷して飲むこと
- (C) 一般旅行者の心得

a 携帶衣服並に附屬品其他

- (一) 白リンネル詰襟襟には「カラー」を用ひず「ボタン」にて留むるを可とす(半打背廣夏服二三着位)
- (二) 縮或は莫大小シャツ上下各一打浴衣三枚
- (三) ゴム引雨外套一枚、二枚續き毛布一枚
- (四) 化粧道具其他一般藥品
- (五) ハンカチーフ及靴下の類は比較的高價なると洋服附屬品は紛失し易

きが故に成る可く多く持參するを可とす

(六) 神戸港出帆前又は香港到着の際は同港名産の籐椅子を購ふを可とす

(航海中時に酷熱甚しく到底船室内に居ること能はざることあると食後の涼を入れる、便あるが爲めなり)

b 旅費は旅行先々に於て所要の金員を受取るを便とするが故に出發前取引銀行に依頼し旅行信用狀(巡回信用狀) Circular letter of credit, となし携帶するを最便なりとす

c 南洋地方に於ては開業醫の診察料又は藥價頗る高きが故に普通一般必要なる醫藥は内地より携帶するを可とす但し内地の賣藥なれば蘭領内至る所日本雜貨店にて求め得べし

d 瓜哇旅行に在りては官廳其他信用ある人の紹介狀を携ふるを必要とす

e 蘭領各地の税關に於ては銃器、刀劍、強酒類、火藥の輸入を許さず

f 旅行中は行く先々の「ホテル」に豫め打電するを便なりとす(新嘉坡より「バ

タビヤ」或は「スラバヤ」港より「マカツサー」に渡航するが如き場合には殊に然り)

g、旅行者は蘭領土内に到着後三日以内に到着地管轄地方廳 Assistant Residents Office に到着の旨を届出て内地旅行券の下附を受けざる可からず(入國料二五盾旅券下附手数料一盾五〇他但し Batavia (Weltevreden) に於ける「Hotel del Nederlanden」にありては内地旅行券を「ホテル」事務所にて下附するを以て土地不案内なる旅行者に取りては頗る便なり

瓜哇に到着後六ヶ月以内に退去する者は「タンジョンプリオク」「スマラン」又は「スラバヤ」港に於て下船監理官其他の地方に在りては發船地を管轄する地方官に入國免狀を提出し下船の際納付せる料金の拂戻を受く可し

h、一般訪問の場合其他食堂に出るに際しても服装は最も簡單にして白の詰襟にて可なり蘭領内に住居せる蘭人は一般に質素にして歐米に於け

るが如く流行を追ふ事少し且つ熱帶地生活上禮式に拘泥せざるものゝ如し

i、蘭領諸島は日中酷熱甚しきが故に官廳は勿論銀行商館にありても其營業時間は午前九時より正午十二時頃迄と午後は二時又は四時頃より六時頃迄にて日中は午睡の爲め扉を閉し日曜日は午前中のみ營業す但し「アラブ」人及支那人小賣商店は此限に非ずと知るべし

j、蘭領内に於ける銀貨中には贗造貨甚しく混入せるを以て混雜の際には殊に注意するを要す

k、旅客は普通午前六時前後に於て起床し「ジョンゴエ」の「ヴェスレダ」に運び來る珈琲を喫したる後水浴 Mandi し自八時至九時間に朝食を自正午至午後一時間に於て晝食を喫す午食後自二時至四時間は暑氣烈しく戶外に出て難きを以て一般に午睡を食り夕刻に至れば並木生ひ繁れる坦々たる大道に馬車或は自動車を驅つて一日の勞を慰し夜は大抵八九時の